

第10回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第1号（9月8日）

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	8
議事日程の報告.....	8
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
町長の説明.....	9
認定第3号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	17
議案第160号及び議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	25
請願・陳情について.....	28
散会の宣告.....	28

第2号（9月9日）

議事日程.....	31
本日の会議に付した事件.....	31
出席議員.....	31
欠席議員.....	32
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	32
事務局職員出席者.....	32

開議の宣告.....	3 3
議事日程の報告.....	3 3
議案第 1 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 3
議案第 1 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6
議案第 1 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第 1 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第 1 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 8
議案第 1 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 9
議案第 1 6 8 号、議案第 1 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 7
議案第 1 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 9
議案第 1 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 0
議案第 1 7 2 号～議案第 1 7 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 1
休会について.....	6 3
散会の宣告.....	6 3

第 3 号 (9 月 1 7 日)

議事日程.....	6 5
本日の会議に付した事件.....	6 5
出席議員.....	6 5
欠席議員.....	6 5
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	6 6
事務局職員出席者.....	6 6
開議の宣告.....	6 7
一般質問.....	6 7
根 本 重 郎 君.....	6 7
木 原 秀 男 君.....	7 6
柳 沼 俊 行 君.....	8 2
円 谷 寛 君.....	9 3
議事日程の報告.....	1 0 6
決算審査特別委員長報告 (認定第 3 号について) 及び報告に対する質疑、討論、 採決.....	1 0 7
総務文教常任委員長報告 (議案第 1 6 0 号、議案第 1 6 1 号について) 及び報 告に対する質疑、討論、採決.....	1 0 9

総務文教常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	1 1 1
常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について.....	1 1 2
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 1 2
追加日程の報告.....	1 1 2
意見書案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 1 3
閉議の宣告.....	1 1 4
町長あいさつ.....	1 1 4
閉会の宣告.....	1 1 5
署名議員.....	1 1 7

鏡石町告示第38号

第10回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年9月2日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成21年9月8日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

不応招議員（なし）

平成21年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成21年9月8日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の説明
日程第 4 認定第 3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について
日程第 6 議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第 7 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（今泉文克君） ただいまから第10回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（今泉文克君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。
11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

議会運営委員会の定例会についての報告をいたします。

第10回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（今泉文克君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告についてはお手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 皆さんおはようございます。

例月出納検査報告を申し上げます。

実施いたしました検査の対象は、平成21年5月分、6月分、7月分でございます。

まず、平成21年5月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年5月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年6月25日木曜日、午前9時55分から午前11時40分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成21年6月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年6月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年7月24日金曜日、午前9時55分から12時10分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、税務町民課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成21年7月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年7月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年8月25日火曜日、午前9時55分から午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、税務町民課主任主査1名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（今泉文克君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） 公立岩瀬病院企業団議会報告を申し上げます。

平成21年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程。

平成21年6月26日（金）午前10時開会。

議事日程第1号で会議を進めております。

第1、会期の決定。

第2、議席の指定。

第3、会議録署名議員の指名。

第4、報告第2号 専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。

議案第13号 専決処分の承認を求めることについては、平成20年度公立岩瀬病院組合病院事業会計補正予算についてであります。

議案第14号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

議案第15号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例であります。時間外診察加算料等であります。

議案第16号 公立岩瀬病院企業団の任期付職員の採用に関する条例であります。

第13号から第16号までの全議案は、原案のとおり可決いたしております。

なお、詳細についてはお手元に配付の資料のとおりでありますのでよろしく願いいたします。

議長（今泉文克君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、行政視察調査の報告を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

10番（深谷荘一君） 行政視察調査報告をさせていただきます。

〔以下、「行政視察調査報告書」により報告する。〕

議長（今泉文克君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） 議会運営委員会の事務調査の報告を申し上げます。

〔以下、「議会運営委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（今泉文克君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（今泉文克君） ここで本定例会に当たり、招集者である町長からあいさつがあります。
木賊町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

第10回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことは、梅雨明けがないまま高温多湿の天候が続き、西日本では記録的な集中豪雨により甚大な被害が発生するなどの異常気象で、一時農作物への影響が心配されました。お盆を過ぎてからの晴天により幾分持ち直し、実りの秋を迎えたとはいえ、残暑まだ厳しい本日、第10回鏡石町定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、認定1件、議案7件、補正予算8件の合わせまして16件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただきまして、同意、議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君、1番、根本重郎君を指名いたします。

会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決しました。

町長の説明

議長（今泉文克君） 日程第3、町長の説明を求めます。

木賊町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第10回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ことしの夏は、先月30日に投開票が行われました第45回衆議院議員総選挙で盛り上がり、話題の多い夏ではなかったかと思いますが、一方では、梅雨明けがないまま立秋が過ぎ、間もなく秋の収穫期を迎えるという異常気象の夏となりました。

特に、西日本では7月21日に発達した梅雨前線による記録的な集中豪雨による土砂災害で土石流が相次いで発生し、山口県防府市においては、特別養護老人ホーム入所者が死亡、行方不明となるなど甚大な被害状況が報道され、さらに8月10日には、台風9号の接近に伴う局地的な豪雨により、兵庫県佐用町や岡山県美作市においても河川の増水や土砂災害で多くの犠牲者が出るなど、これまでに経験したことのない異常気象により、自然災害の恐ろしさを改めて実感させられたところであります。

被災地においては、深い悲しみから一日も早く立ち直られ、早期の復興を願うものであります。

今回の長梅雨と日照不足で一時農作物への影響が心配されましたが、8月28日に東北農政局福島農政事務所が発表した県内の平成21年産水稻の作柄概況によりますと、8月15日現在の県内の作柄の平均は平年並みとなる予想と発表されました。

これから収穫期を迎え、農作物にとりましては最も大切な時期でもあり、町といたしましても今後の気象状況に注視するとともに、関係機関との情報の連携を密にしていきたいと思います。

さて、このたびの第45回衆議院議員総選挙においては、政権選択を最大の焦点として、107年ぶりの8月投票で行われた結果、民主党が308議席を確保するという歴史的な結果となりました。

平成8年に小選挙区比例代表並立制が実施されてから初めて政権が交代することとなりま

すが、原点は国民生活の安定と安全で安心して暮らせる生活づくりであり、選挙活動を通して国民へ約束してきたマニフェスト（政権公約）の実現に向けて、全力で当たられるよう期待したいと思います。

内閣府は、8月11日の月例経済報告において、我が国経済について景気は厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きが見られるとの基調判断を示しましたが、今回の選挙結果を受けて、現在の疲弊した日本経済、特に地方を中心に景気が落ち込んだままの経済危機や雇用問題をどう立て直していくのか、新政権に対する期待も大きく、今後の政策展開に強い関心と本町関連事業に対する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

総選挙の話題のほか、ことしの夏は新型インフルエンザの感染拡大のニュースが大きく報じられました。

新型インフルエンザは4月にメキシコやアメリカで発生し、日本国内においては5月9日、カナダからアメリカ経由で帰国した大阪府在住の高校生が感染していたと発表されたのが始まりで、その後、3カ月が経過した8月15日には沖縄県において国内初の死者との報道があったところであり、その後、国内各地で死者が発生、県内においても中学、高校、大学生の集団感染が疑われる事例が相次ぎ、重症患者も確認されたところです。

町においては今回の感染拡大を受けて、先月26日に新型インフルエンザ対策本部会議を開き、その対応を協議、集団発生時の基本的対応を確認したところであります。

現在、各公共施設においては消毒液の設置やうがい、手洗い、マスクの着用などの徹底を行うこととして具体的に対応しておりますが、これから空気が乾燥する季節を迎え、さらに感染が拡大する恐れがあるとの情報もありますので、その対応に万全を期するべく関連の補正予算を今定例会に提出したところであります。

このほか、国の平成20年度第2次補正予算関連事業として、3月から申請を受け付けてまいりました定額給付金事業につきましては、今月24日に申請期限が迫ってまいりましたが、これまで申請件数で4,162件、金額にして1億9,762万円を支給し、約99%の支給率となっております。

また、昨年開港15周年を迎えた福島空港につきましては、ことし1月末に日本航空が大阪便と沖縄便を廃止したことなどの影響により、乗降客が激減するという事態となっており、福島空港利用促進協議会と福島空港活性化推進協議会では、福島空港利活用のための事業を企画、乗降客の確保に懸命に取り組んでいるところであります。

このことから、町として初めて町長と行く中国（上海、蘇州、無錫）の旅4日間を計画し、現在参加者を募集しているところであります。

福島空港は、県を初め周辺市町村にとって臨空型地域開発の核となる施設であり、企業誘致、観光振興、修学旅行や地域間交流などに大きな期待が寄せられており、今後さらに飛躍

するためにも何とかして福島空港の利活用を盛り上げてまいりたいと思います。

次に、今年度の主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、本年4月に恒久化されました東北自動車道鏡石スマートインターチェンジの利用につきましては、お盆の期間中に初めて1日1,007台を記録いたしました。鏡石スマートインターチェンジは、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療の高度化など地域振興に大きな効果が期待されております。現在、利用促進協議会では24時間利用、利用車種の拡大に向けて取り組んでいるところでありますので、引き続き関係各位のご理解と利用促進にご協力をお願いするものであります。

地方道路整備臨時交付金事業の新規路線として計画した中外線の道路改良は、国道4号拡幅計画に合わせ、右折レーン計画、拡幅計画に伴う補償の調査設計等内容を精査しているところであることから、本予算を現在順調に工事が進捗している鏡田499号線改良工事に組みかえ、交通ネットワークの強化を図るべく重点的に工事を進めることとしています。

このほか、笠石南町地区の久来石行方・蓮池西線を初め、今年度で3年目となる笠石・鏡田線の歩道整備事業につきましても、通勤や通学等の生活道路として歩行者の安全性と利便性を図るため、引き続き計画的に整備促進を図ってまいります。

農業基盤整備促進事業として取り組んでおります小栗山地区の道路改良事業につきましては、今年度事業完了に向け、計画的な事務の執行に努めているところであります。

国の直轄事業として行われている国道4号鏡石拡幅事業につきましては、昨年度に引き続き用地買収、用地測量業務が進められており、今年度は交差点改良として計画されている地下歩道工事に着手する計画であり、町といたしましても工事の早期着工に向け、事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、地区計画に伴う仮換地計画の見直し作業が進み、区画整理審議会の開催に向けて準備作業に入ったところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、大池、桜町地内の舗装本復旧工事を8月に発注し、現在工事を進めているところであり、今後も計画されている工事につきまして、早期に発注できるよう努めてまいります。

上水道事業につきましては、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業について、岡ノ内、本町地内の舗装本復旧工事を6月に発注し、8月に完了いたしました。

また、長期水道ビジョンに係る町の第5次水道事業変更認可申請につきましては、県等関係機関との協議を重ねた結果、7月下旬に福島県の認可を受けたところであります。

今後は、南高久田水源施設整備に向けた調査設計業務委託事務等を進めてまいりたいと思います。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、メタボ

リックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群に着目した特定健診、特定保健指導並びに後期高齢者の健康診査、がんの早期発見を目的とした各種がん検診、介護保険法に基づく生活機能評価等の総合健康診査を9月1日から27日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施することとしております。

高齢者福祉事業につきましては、介護予防事業において運動器や口腔機能の向上を目的とした元気アップ教室や筋力アップ教室を開催し、寝たきりや認知症にならない健康づくりの支援を展開しております。

また、今月は高齢者の福祉についての関心と理解を深めることを目的とした「老人週間」がありますが、19日には鳥見山体育館において1,400人の皆さんをお迎えして、恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いすることになっております。

7月5日には、笠石の面川シノブさんがめでたく100歳を迎えられ、100歳賀寿の贈呈を行いました。本町には現在100歳を超える方が5名おり、今後も高齢者の皆さんが生きがいを持ち、健康で過ごせるよう生活の支援をしてまいりたいと思います。

後期高齢者医療制度では、保険料徴収業務は市町村で行い、保険料の確定、納付、資格等の管理を広域連合で行っておりますが、窓口業務は市町村であるため、異動等の日時処理に迅速と正確さが求められることから、専用の連携システムを稼働し管理しているところであります。

なお、本町の平成21年度の後期高齢者医療制度の被保険者は、8月末現在1,398人となっております。

障がい者福祉事業におきましては、地域における相談支援事業を適切に実施するため、関係機関からなる地域自立支援協議会を須賀川市、天栄村と連携して8月に設置したところであり、今後は具体的な困難事例への対応や中立・公平な相談支援事業の運営評価が行われることとなります。

児童福祉関係では、平成20年度からの子育て応援特別手当事業は198世帯、208人への支給が7月末で完了したところでありますが、さらに経済危機対策として計画されている子育て応援特別手当につきましては、今定例会に補正予算を計上しておりますので、引き続き円滑な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

地球温暖化対策として取り組んでおります「緑のカーテン事業」では、町役場や勤労青少年ホームなどの公共施設でモデル的に実施しております。今後はこの成果を踏まえ、町内の住宅、企業での取り組みとなるよう普及啓発と情報提供を行ってまいりたいと思います。

活力づくりとしての産業の振興では、冒頭に申し上げましたとおり、ことしは梅雨明けがないまま立秋が過ぎ、長雨や日照不足により水稻、野菜、果樹等に生育のおくれや病害虫の発生なども一部に見られましたが、8月中旬以降の天候の回復により、現在のところ回復傾

向にありますので、その生育を見守っていきたいと思います。

本年度の野菜振興策として進めておりますキュウリの防虫ネット設置補助とホモプシス根腐れ病対策では、現在までに防虫ネットに6棟、1,750平方メートル、薬剤助成に20件、313アールの実績となっています。

さらに、生産調整として新規の取り組みとなりました稲WC Sにつきましては、978アール、飼料用米152アールの実績となったところであります。

成田ほ場整備事業につきましては、今年度は既に鈴の川の橋梁工事や高野池の波除工事が発注となり、現在は鈴の川の築堤工事や補完工事の発注準備を進めているところであり、21年度の工事がスムーズに推進されることを望むものであります。

農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、現在、久来石、笠石、鏡田、高久田の各地区で535ヘクタールの農地を対象に積極的な活動が展開され、農地を核とした地域振興施策の効果や農地・農業用施設等の管理がよい方向へ進みつつあり、今後もさらに効果的な取り組みになるよう期待をしているところであります。

8月5日には、駅前のJA鏡石支店向かいに「鏡石まちなか情報交流館かんかん館」がオープンいたしました。

この情報交流館は、町観光協会が運営主体となり、新たな情報発信や地域コミュニティづくりの拠点として設置したもので、開館から1カ月がたちましたので、今後は町の特産品や農産物等の販売を初め、各種イベントの開催など、多くの皆さんが来館され、新たなにぎわいが創出できるよう、町といたしましても支援をしてみたいと考えております。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、義務教育振興事業として英語教育を目的に外国人教師を招聘しておりますが、これまでの先生が急遽帰国することとなり、後任として前任と同じカナダ出身の先生が先月3日に着任し、現在鏡石中学校で授業に取り組んでいるところであります。

2学期に入り2週間となりましたが、この夏休みの期間中、中学校において新たな取り組みとして「フリー寺子屋」を学校支援地域本部事業、いわゆる学校応援団ボランティアの協力により19日間開設し、延べ164名の生徒が参加いたしました。

学校の耐震化につきましては、第一小学校の耐力度調査と中学校の耐震診断が先月末に調査を終えたところであります。

今回の調査結果の概要を申し上げますと、第一小学校の耐力度については、国の改築補助の対象となる数値結果であり、中学校の耐震診断については、耐震改修促進法で定められているIs値が0.6以上を示す結果となりました。

今後、両調査結果に基づき、計画的に耐震化を進めてまいりたいと考えております。

生涯学習の推進につきましては、6月に実施しました生涯学習文化協会主催のあやめ祭り

文化芸能祭では、恒例の芸能発表に24団体から224名が参加し、歌や踊りの披露が行われ、会場から盛んな拍手が送られていました。

また、これまでの展示部門から新たに体験する部門として、子供たちを対象とした理科教室を含め、押し花やバルーンアートなどの体験教室を実施したところ、大勢の参加をいただき、好評を得たところであります。

公民館事業では、小学3年生から6年生40名の参加によるアドベンチャークラブや子ども会対抗球技大会、県民スポーツ岩瀬地区大会、バドミントン県中地域大会などを開催したところであり、青少年健全育成事業の一環として、先月8日には町図書館において小・中学生による「少年の主張鏡石町大会」を開催いたしました。その発表内容と態度はすばらしく、会場から盛んな拍手が送られました。

また、今月5日には行政区、かがみいしスポーツクラブなどの協力により、初めてのウォークラリー in 鳥見山2009を開催したところ、54チーム、250名の参加をいただき、親子、家族、世代間の交流を図ったところであります。

町民総参加の町づくりと地域振興イベント事業として6月20日、21日の2日間をメインに開催された第7回あやめ祭りには、町内外から多くの方が来場され、にぎわいを見ることができました。

フローラの町づくり事業の一環として、町観光協会が主催となり開催しておりますが、町花「アヤメ」の普及と、安らぎと潤いのある魅力ある町づくりの一助となったものと考えております。

また、来月3日には鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催により、鏡石牧場の朝オランダ・秋祭りが開催されますが、新たなにぎわいの創出と地域の活性化を目指し、現在商工会とともに準備を進めているところであります。

次に、平成20年度決算の概要について説明申し上げます。

昨年の我が国の経済は、アメリカの金融危機に端を発した世界経済の混乱の影響を受け、予想を上回る景気の低迷に強い警戒感を持ちながら、その回復に懸命に取り組み、国においては地方財政について、経済財政運営と構造改革に関する方針2006並びに経済財政改革の基本方針2007に沿って、地方公共団体の自助努力を促し、地方歳出の削減に取り組んできたところであります。

特に、地方公務員の人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模を抑制しており、平成20年度当初予算においては地方交付税について地方再生対策費の創設により、前年対比1.3%増とされたものの、地方税収の伸びが鈍化する中で、地方財政はますます厳しい状況に置かれ、第1次補正予算として地域活性化緊急安心実現総合対策交付金事業に取り組み、さらに第2次補正予算として定額給付金事業を初めとする地域活

性化生活対策交付金事業に取り組んだところであります。

このような財政環境の中で、我が町においては第4次総合計画の5つの柱を基軸に各種事業の重点的かつ効果的な事業の執行に努め、一般会計の決算額では歳入40億9,378万円、対前年比0.3%の減、歳出39億8,835万円、前年比1.4%減となり、一般会計決算では形式収支で1億543万4,000円、繰越財源を差し引いた実質収支では、9,330万6,000円の黒字決算となったところであります。

財政の運営に当たっては、第2次行政改革大綱集中プランを踏まえ、税収のさらなる確保、受益者負担の適正化等の財源確保に努める一方、各種施策の優先順位に基づいての徹底した選択を行い、財源の計画的、重点的な配分に徹することとして経済動向に即応した機動的、弾力的な運営にも配慮したところであります。

結果的には歳入面については、個人町民税と固定資産税が前年対比約3.1%、約4,862万9,000円の増額となりました。

また、地方交付税も3,080万1,000円の増と町税等が伸びたものの、その他の各種交付金の減額もあり、歳入総額では前年対比0.3%減となったことから、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方、歳出面においては、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業については、平成21年4月に恒久化となりました鏡石パーキングスマートインターチェンジへのアクセス道路整備としての鏡田124号線整備事業を初め、これまで重点事業として取り組んできた成田地区ほ場整備事業、公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業、生活関連道路・排水路整備事業を実施したところであります。

また、ソフト事業として昨年度は乳幼児・児童医療費助成事業として小学3年生、9歳までの医療費無料、特定健康診査・特定保健指導事業、鏡石牧場の朝秋祭り、あやめ祭り、鏡石駅伝・ロードレース大会など各種イベントの支援、さらに町の将来を担う人材育成と国際化に向けた児童園児国際化推進事業、そして児童福祉の充実としての認定こども園運営支援事業、安らぎと潤いが実感されるフローラの町づくり事業、世代を超え生涯を通してスポーツを楽しむための総合型スポーツクラブの設立などに取り組んだところであります。

平成20年度末における普通会計の起債残高は57億3,395万1,000円となり、前年比3億2,179万3,000円の減額と年々減少しているものの、起債に対する償還が財政全体に対する割合は依然として高く、さらに計画的な財政運営に迫られています。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化比率としての4指標については、平成17年度から制度化されている実質公債費比率につきましてもは21.5%、対

前年比0.3%減、将来負担比率については146.5%と基準値を大きく下回る結果となりました。

平成20年度の上水道会計を除く全会計の総決算では69億2,762万2,000円、前年比9.6%減の歳入に対して67億3,852万7,000円、前年比10.2%減の歳出となり、形式収支で1億8,909万5,000円、実質収支で1億7,696万7,000円の余剰金を生じ、次年度繰り越しを行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,826人、使用メーター数では4,264件と前年度に比べ105件の増加、年間給水量は142万4,374立方メートルで、前年度に比べ3万5,770立方メートルの増加となり、1日平均給水量は3,902立方メートルでした。年間給水量の増加の要因は、アパート等の建設に伴う使用数の増加ではないかと分析しております。

収支決算においては、水道事業収益で2億1,683万1,000円、水道事業費用では2億1,198万5,000円となり、484万6,000円の黒字決算となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

認定第3号の平成20年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計ほか各特別会計並びに上水道事業会計の11会計について、決算認定をお願いするものであります。

これら決算につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書を付して、さらに当該年度における主要施策の成果並びに予算執行実績報告書を提出いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定につきましては、平成3年1月に旭町地内に建設された雇用促進住宅を独立行政法人雇用能力開発機構から譲渡を受けるための維持管理の根拠条例を制定するものであります。

議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、定住促進住宅の譲渡引き受けに伴い、今後の住宅の維持管理に要する経費を積み立てるために、新たに当該基金を設置するものであります。

議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第5次拡張事業認可に伴う給水人口及び1日最大給水量を変更するものであります。

議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更につきましては、組合の解散に伴う関係規定の追加により、地方自治法の規定に基づき変更に対する協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第164号 土地及び建物の取得につきましては、このたび独立行政法人雇用能力開発

機構から土地並びに共同住宅2棟及び附属建物の譲渡を受けるための財産の取得であります。

議案第165号 消防ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、国の今年度補正予算を受けて、地域活性化経済危機対策事業として計画いたしました消防ポンプ自動車購入契約の締結であります。

議案第166号の教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員であります根本彌生氏の任期が今月末で満了となるため、再任いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、議会の同意を求めるものであります。

議案第167号から議案第174号につきましては、一般会計ほか各特別会計の平成21年度補正予算であり、議案第167号 一般会計補正予算(第3号)につきましては、主な歳出では総務費5,405万円のうち、20年度の繰越金4,700万円を財政調整基金積立金へ、子育て応援特別手当の支給として民生費へ2,752万9,000円、雇用促進住宅の取得に要する費用及び地方道路整備臨時交付金事業の該当事業組みかえとして土木費へ4,174万2,000円、文教施設維持整備基金への積み立てと教育施設整備として教育費へ1,925万5,000円などを補正するものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額は1億4,984万円となり、その結果、本年度の歳入歳出予算の総額は42億3,959万8,000円となります。

その主な歳入の財源につきましては、使用料として1,085万6,000円、国庫支出金として2,561万2,000円、県支出金394万2,000円、20年度繰越金8,330万5,000円と特別会計からの繰入金1,702万5,000円を充当するものであります。

このほか議案第168号 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から議案第173号 農業集落排水事業特別会計(第1号)につきましては、平成20年度決算に伴う繰越金の処理が主な補正予算となっております。

議案第174号 上水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、成田ほ場整備事業に伴う関連の水道施設移転工事設計及び南高久田水源導水ポンプ場用地測量設計、旭町浄水場ろ過施設増設のための測量設計に係る予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

認定第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長(今泉文克君) 日程第4、認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会議務局局長（面川廣見君）〔認定第3号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

大河原副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました認定第3号 鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年度の一般会計と国民健康保険特別会計など10特別会計、それに上水道事業会計を合わせました12会計の決算が整いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出をいたしましたので、ご審査のほどよろしくお願いを申し上げます。

各会計の概要につきましては、別紙決算書の1、2ページの総括表により説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会において説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

それでは、初めに一般会計でございますが、歳入で40億9,378万8,000円、歳出では39億8,835万4,000円、形式収支で1億543万4,000円であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました、いわゆる実質収支は9,330万6,000円であり、さらに平成20年度実質収支から平成19年度の実質収支を差し引きました単年度収支は3,470万1,000円となったところでございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、歳入12億6,342万6,000円、歳出12億2,475万5,000円、形式収支が3,867万1,000円、実質収支同額、単年度収支がマイナス1,533万6,000円でございます。

老人保健特別会計では、歳入1億613万円、歳出1億612万3,000円、形式収支が7,000円、実質収支同額、単年度収支が3,000円。

後期高齢者医療特別会計では、歳入8,211万8,000円、歳出8,187万8,000円、形式収支24万円、実質収支、単年度収支ともに同額。

介護保険特別会計では、歳入5億9,947万1,000円、歳出5億6,718万1,000円、形式収支3,229万円、実質収支同額、単年度収支185万9,000円でございます。

土地取得事業特別会計では、歳入304万6,000円、歳出302万9,000円、形式収支1万7,000円、実質収支同額、単年度収支ゼロ円でございます。

工業団地事業特別会計では、歳入6,878万3,000円、歳出6,648万3,000円、形式収支230万

円、実質収支同額、単年度収支では52万5,000円であります。

さらに、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計では、歳入6,498万3,000円、歳出6,477万9,000円、形式収支20万4,000円、実質収支同額、単年度収支ではマイナス111万6,000円でございます。

育英資金貸付費特別会計では、歳入1,082万5,000円、歳出1,048万8,000円、形式収支33万7,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス15万9,000円であります。

公共下水道事業特別会計では、歳入5億7,122万1,000円、歳出5億6,270万3,000円、形式収支851万8,000円、実質収支同額、単年度収支131万5,000円。

農業集落排水事業特別会計では、歳入6,383万1,000円、歳出6,275万4,000円、形式収支107万7,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス76万6,000円であります。

これら合わせました11会計の合計が、歳入では69億2,762万2,000円、歳出では67億3,852万7,000円、形式収支では1億8,909万5,000円、実質収支では1億7,696万7,000円、単年度収支では2,126万6,000円となったところでございます。

次に、上水道事業会計についてご説明を申し上げます。

上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

1ページの鏡石町上水道事業決算報告書でありますけれども、これにつきましては総括事項といたしまして本年度末における給水人口、さらには年間給水量、そして事業概要等の実績についてまとめたものでございます。

まず、4ページお願いしたいと思いますが、まず(1)の収益的収入及び支出につきましては、営業収益と営業外収益を合わせました水道事業収益が2億1,683万1,379円、営業費用と営業外費用を合わせました水道事業費用が2億1,198万5,159円となりまして、当年度は差し引き484万6,220円黒字決算となったところでございます。

次に、6ページの(2)の資本的収入及び支出につきましては、企業債、出資金、国庫補助金を合わせました資本的収入が2,675万円、建設改良費と企業債償還金を合わせました資本的支出が1億2,083万7,682円で、差し引きマイナス9,408万7,682円となっております。この不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしたところでございます。

以上、平成20年度の一般会計並びに10特別会計、さらに上水道事業会計を合わせた12会計の決算概要を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由のご説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(今泉文克君) これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から決算審査の意見及び財政健全化の審査意見を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 過日実施いたしました決算審査並びに財政の健全化に関する審査につきまして意見を申し上げます。

初めに、平成20年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定めた書類並びに各基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成20年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成20年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成20年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成20年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成20年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (13) 平成20年度鏡石町決算附属書類
- (14) 平成20年度各基金の運用状況

2. 審査の期間

平成21年8月3日から平成21年8月7日まで。

ただし、上水道事業会計は平成21年5月25日に実施いたしました。

3. 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）及び各基金の運用状況等の書類につい

て、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

第3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりであります。

まず、一般会計及び特別会計の計数は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

次に、上水道事業会計の計数も以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は1億8,909万5,000円の黒字となっており、実質収支額は1億7,696万7,000円となっております。

この内訳は一般会計9,330万6,000円、特別会計8,366万1,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは国民健康保険特別会計の3,867万1,000円、介護保険特別会計の3,229万円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては484万6,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては9,408万8,000円の不足額が生じました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金6,607万1,000円、建設改良積立金2,500万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額301万7,000円で補てんをしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は以下のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていた

だきます。

第4 基金の運用状況

平成20年4月1日から平成21年3月31までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていただきます。

第5 審査意見

平成20年度の米国、欧州での金融危機の深刻化により、世界経済が減速、我が国においても急激に景気後退色を強めることとなった。生産は輸出産業を中心に大幅に減少、これに伴い企業収益も悪化を余儀なくされた。さらにはこれらの情勢から雇用環境も厳しさを増し、深刻化している状況にある。平成21年度における完全失業率も5.2%と見込まれるなど懸念される状況が続いている。

これらの情勢は、一地方の当町にも少なからず影響が出ている。特に税源移譲により、自主財源の中心である町税の平成20年度の歳入合計は16億528万7,000円と前年度比3.1%増加しているものの、調定額に対する収入歩合は前年度比0.89%減の87.21%に低下し、滞納額が増加している。これらは企業受注の悪化、これに伴う給与所得者の収入への影響等、現状を如実に反映している結果であると見られるが、当町の財政維持面からすると大きな課題である。

町税のほか、町財政に対し大きな比重を占める国民健康保険税の滞納率も徐々に増加している。近い将来、財政に与える影響が懸念される場所である。町当局に対し、厳しい情勢の中ではあるが全庁を挙げ、町税を含めた収納率の改善に諸策を講じ、対処されるよう要請したところである。

一方、歳出面においては、前年度比5,801万2,000円減少したが、これは公債費の減少、建設事業費の減少が主な要因である。しかしながら、建設事業費の減少は地元関連企業への影響も大きく、今後、地元経済の活性化と相まった諸策も検討を要するものと判断する。

さらに当町の財政力面から見ると、まず財政構造の硬直度や弾力性を示す指標である経常収支比率は87.1%となり、前年度比0.3%上昇、より一層の経費削減等による改善が課題として残った。特に委託業務が増加傾向にあるため、内部処理できるものの再検討を求めたところである。

また、財政的な豊かさをはかる指標である財政力指数も0.598とわずかな上昇にとどまった。

国においても安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策等、景気回復策を施策中であるものの、即効性は期待できない。当面厳しい情勢は続くものと予想される。当町としても諸計画の見直し等、従来以上の厳しい方針のもと、財政の維持管理に努めることが重要と判断する。

続きまして、平成20年度鏡石町財政健全化の審査意見について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条により審査に付された、平成20年度鏡石町財政健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成20年度鏡石町財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

各健全化判断比率の計数は以下のとおりであります。計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成20年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

連結実質赤字比率について

平成20年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

実質公債費比率について

平成20年度の実質公債費比率は21.5%となっており、前年度から0.3%縮減され、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

将来負担比率について

平成20年度の将来負担比率は146.5%となっており、前年度から38.1%縮減され、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

最後に、平成20年度鏡石町水道事業会計経営健全化審査意見について申し上げます。

平成20年度鏡石町水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20.0%であります。

(2) 個別意見

資金不足比率について

20年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当いたしません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

以上のとおりでございます。

議長（今泉文克君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5号第1項の規定によって、議長において指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、根本重郎君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君、8番、木原秀男君、10番、深谷荘一君、11番、菊地栄助君、13番、

円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の12名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時31分

開議 午前11時37分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成20年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に、11番、菊地栄助君、同副委員長に2番、今駒英樹君が選任されました。

議案第160号及び議案第161号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（今泉文克君） 日程第5、議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について及び日程第6、議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第160号議案と第161号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

木賊総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

それでは、ただいま一括上程されました議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について及び議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

まず、2ページであります。議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定につきましては、雇用促進住宅が平成13年12月19日の閣議決定、特殊法人整理合理化計画によりまして早期廃止とされたことを受け、これまで独立行政法人雇用能力開発機構と協議を進めてまいりました。このたび雇用促進住宅の譲渡を引き受けるに当たっては、現在入居されている方の継続的な住環境の提供、さらに勤労者への有料住環境の提供、住宅困窮者への安価で快適な住環境の提供、これにつきましては町の町営住宅が満杯の状況にあることから補完的な

役割を果たすようなことでございます。

そしてまた、定住促進に向けました住環境の提供といたしまして、特に若者、新婚向けの住宅、さらにはUターン、Jターン、Iターン者向けの有料住宅の提供、そして児童・生徒の確保を目的といたしまして、10月1日から定住促進住宅として町が管理運営するために新たに条例を制定するものでございます。

本鏡石町定住促進住宅条例につきましては、全部で41条立てになってございます。

3ページでございますが、まず第1条につきましては、条例の制定の目的を規定してございます。

そして、第2条につきましては、定住促進住宅の施設の概要を規定しているものでございますが、名称につきましてはサン・コーポラス鏡石、位置につきましては鏡石町旭町192番地2、方書等につきましては1号棟101号から506号、2号棟101号から506号まででございます。戸数につきましては1号棟30戸、2号棟30戸でございます。床面積につきましては1戸当たり53.08平米になってございます。構造につきましては鉄筋コンクリート造陸屋根5階建てでございます。附属建物につきましては(2)の集会所から(4)の駐車場までとなっております。

次に、第3条から第4条につきましては、入居者の公募の方法等を規定したものでございます。

次に、4ページでございます。

第5条から第11条につきましては、入居者の資格等について規定したものでございます。

次に、5ページ、第12条から第17条につきましては、家賃、敷金、修繕費用等の負担について規定したものでございます。

次に、7ページでございます。

第18条から第24条までにつきましては、入居者の費用負担の義務のほか、保管義務等を規定したものでございます。

次に、8ページでございます。

第25条から第26条につきましては、住宅の検査及び明け渡し請求に関します規定をしたものでございます。

次に、9ページであります。第27条から第35条までにつきましては、駐車場の使用等についての規定をしたものでございます。

次に、11ページでございます。

第36条から第41条までにつきましては、準用規定そして委任に対する規定をしたものでございます。

12ページでございます。

12ページにつきましては、12条関係の別表といたしまして、家賃を規定したものでございまして、家賃の月額が4万1,200円としたものであります。また、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を扶養した者につきましては、1人につき2,000円を4万1,200円から減額するとしたものでございます。

別表2につきましては、駐車場の月額を規定したもので、2,800円としたものであります。

附則につきましては、第1項では施行期日を平成21年10月1日からとし、第2項から第6項までにつきましては、経過措置を規定したものでございます。

次に、14ページでございます。

議案第161号でございますが、鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、前議案の定住促進住宅の引き受けに伴いまして、今後の住宅維持管理に向けて積み立てを行うための条例でございます。

本条例につきましては、全部で7条立てになってございまして、第1条につきましては、設置の目的を、第2条では、積み立てる額を、第3条につきましては、基金の管理について、第4条、第5条につきましては、運用並びに運用益金の処理についてを規定いたしております。また、第6条につきましては、基金の処分について、定住促進住宅並びに町営住宅の維持管理、改築に要する経費に充てる場合にのみ処分できると規定したものでございます。第7条につきましては、委任に関する規定をいたしまして、附則におきましては、施行期日を公布の日からとしたものでございます。

以上、一括上程されました議案第160号と161号につきましてご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番議員の円谷でございますが、この定住促進住宅の問題は1つには家賃でございます。やはり低所得者向けの減免といいですか、そういうものはあるのかどうなのかということが1つだと思います。杉林の住宅が老朽化しておりまして、これは新しい人は入れないんだということになっておりますし、将来移すとすれば、この方たちに対する手当ても必要なのではないかというふうに思うわけです。ですから、そういう配慮というものが公営住宅法に出ないということになれば、適用外となればできるのかできないのかという問題を1つ。

あと1つは、やはりこれから高齢化社会になっていく上で、ペットの飼育ができないとい

うのを頭に置いているわけですが、この辺についてはもう少し検討をされるべきではないかと、私ちょっと委員会が違うものですから、2点について質問いたします。

議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

木賊総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目につきましてでございますが、減免規定につきましては、ただいま条文で申し上げましたとおり、いわゆる15歳以下の子供さんをお持ちの方については、1人につき2,000円を減免するとしたものでございますので、いわゆる所得階層によつての減免規定は今回は考えてございません。

また、2点目の高齢化社会におけますペットのいわゆる家主の飼育というふうなことでございますが、そちらについてもいわゆる公共住宅、共同住宅についてのペットの飼育についての問題等は各施設の中でも出ておりますが、これまでの状況を踏まえた中で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第160号及び議案第161号についての2件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について及び議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての2件は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

請願・陳情について

議長（今泉文克君） 日程第7、請願・陳情については、会議規則第89条の規定により、別紙文書付託書のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 50 分

平成21年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成21年9月9日(水)午前10時開議

- 日程第1 議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第3 議案第164号 土地及び建物の取得について
- 日程第4 議案第165号 消防ポンプ車購入契約の締結について
- 日程第5 議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第167号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第168号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第170号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第171号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第172号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第173号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第174号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 根本重郎君 | 2番 | 今駒英樹君 |
| 3番 | 渡辺定己君 | 4番 | 今駒隆幸君 |
| 5番 | 大河原正雄君 | 6番 | 柳沼俊行君 |
| 7番 | 仲沼義春君 | 8番 | 木原秀男君 |
| 9番 | 今泉文克君 | 10番 | 深谷荘一君 |
| 11番 | 菊地栄助君 | 12番 | 小貫良巳君 |

13番 円谷 寛 君

14番 円谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税務町民課長	高 原 芳 昭 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業委員 事務局長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長	圓 谷 信 行 君	上下水道課長 兼水育課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	上参事兼 教育委員	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教育委員	吉 田 栄 新 君
選挙管理 委員会委員	西 牧 英 二 君	農業委員	古 川 ますみ 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（今泉文克君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

議案第162号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第1、議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第162号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成21年度から30年度までの10年間における鏡石町水道事業経営の変更につきまして、7月末に県の認可を受けたことに伴い、給水人口を1万2,600人、1日最大給水量を5,100立方メートルに変更するものであります。

詳細につきましては、次のページにより説明いたします。

鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条第3項中の給水人口でございますが、1万4,300人から1万2,600人に改めるものでございます。また、同条の第4項中の1日最大給水量でございますが、5,040立方メートルから5,100立方メートルに改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、給水人口につきましては、開発人口としまして、駅東第1土地区画整理事業の増加分を加算しております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） おはようございます。

このたび、水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例ということで、43年から施行されまして、途中何回か改正があり、今回、第2条第3項中、1万4,300人を1万2,600人に改めるということは人口減少というような条例になると思うんですね。給水量もふえるというのは生活の質の向上等もあるでしょうが、これらは理解できるんですが、人口減に想定するという事は、内容を詳しくご説明をお願いいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

小林上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 6番議員の質問にお答えいたします。

給水人口でございますが、前は1万4,300人、今回は1万2,600人ということでございますが、これの算定につきましては、過去10年間の人口の伸び率、それらを勘案しまして推計しております。今回の1万2,600人につきましては、30年度までの行政区域内の人口推計、これを1万2,540人ということで推計しております。これにつきましては、現在人口が横ばいでございますので、それによりまして推計しております。

それから、開発人口でございますが、これにつきましては450人でございます。合計いたしますと1万2,990人になります。それに給水の普及率、96.5%ですが、これを掛けまして、約1万2,600人と推計したわけでございます。

それで、1万4,300人につきましては、10年前でございますので、人口が伸びておりました。それで、この人口の推計が今回の1万2,540人よりも多かったために、1万4,300人という人口の数になりました。そういうことで、人口減少ということではありませんけれども、人口の推計におきまして、今回は横ばいの人口の推計をしていたということでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 人口1万4,300人を1万2,600人という変更については理解を示すわけですが、これらがその計画自体ですね、一般的に言うと、枠があるんだからむしろその状

態で置いてもいいんじゃないかと。下の給水人口は理解できますが、枠が1万4,300人ということで、そのまま置いた場合に何か許認可で都合が悪いことがあるのか、あるいは、それとも適正な人口であるということで条例をこういうふうに改めるのか、その辺伺います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 6番議員の再質問にお答えいたします。

前の給水人口1万4,300人、それをそのままにしておいたらということでございますが、今回の人口変更につきましては、人口を推計しまして、その人口によりまして浄化設備等が決まります。そういうことで、人口が大きくなりますと設備投資も大きくなりますので、それに伴いまして財政も多くなるということでございますので、今回の推計は適切な推計と思っております。よろしく願いいたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番ですが、上下水道課長の答弁も、説明の中でもちょっと割り切れないものがあるんですけども、我々はやっぱり町の総合開発計画というものを基本に踏まえながら、いろいろの政策について議論しなくちゃならないと思うんですね。そういう点で、駅東開発というものに対して、何かもう、議会のほうにはそういう傾向があるんですけども、何かもう半分あきらめているようなムードがあるんですけども、これは町の基本的な総合開発計画というものを何かこう無視をしているというか、軽々しく見ているというふうにしかとれないんですね。この駅東開発をこれから進めるという、本当にそういう意気込みがあるのならば、こういうものは出てこないのではないかと私は思うんですけども、その辺、この水道計画と、この駅東開発整備事業との兼ね合いというものをどのようにとらえているのかをお答えいただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、小林君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の質問にお答えいたします。

駅東開発整理事業関係でございますが、先ほども申しましたように、今回の人口推計につきましては、駅東の開発人口としまして450人を見込んでおります。大体1世帯4人としますと100世帯ということでございます。現在の駅東の開発に関しましては、予定よりかなりおくれておりますので、そういう面で、10年間ではございますが、10年全部は見ませんで、

後半の5年間を見込んでおります。そういうことで、総合計画との整合性、それらはとれて
いると思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定
についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第163号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第2、議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更につ
いてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第163号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更につきまし
て、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの郡山地方広域市町村圏組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第
1項の規定によりまして組合規約を変更するものであり、今年度末の解散に向けた関係規定
を新たに規定するものでございます。

規約の変更につきましては、下ほどにございますが、郡山地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約といたしまして、第5章を新たに加えるものでございます。

第5章といたしましては、規約による特別の定めといたしまして、第16条に組合の解散に伴う事務の承継については、構成団体の議会の議決を経て行う長の協議をもって決めるとしたものでございます。

附則につきましては、この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、議案第164号 土地及び建物の取得についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第164号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第164号 土地及び建物の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、独立行政法人雇用能力開発機構より、雇用促進住宅として管理しておりました住宅を、次の土地建物でございますが、取得するために、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本取得につきましては、昨日の定住促進住宅条例の制定でご説明申し上げました取得の目的のとおりでございますが、財産の中身につきましては次ページ、20ページをごらんになっていただきたいと思っております。

まず、第1表につきましては、財産の明細でございますが、所在地につきましては、鏡石町旭町192番地2でございます。

まず、土地につきましては、地目は宅地でございます。

地籍等につきましては5,736.03平方メートル、取得金額につきましては1,489万5,832円となっております。

建物につきましては共同住宅2棟、それに附属建物といたしまして集会所、受水槽ポンプ室、プロパンボンベ室、機械室、物置でございますが、建物の延べ床面積合計につきましては3,920.45平方メートルとなっております。

建物の取得金額につきましては3,856万1,250円となります。

19ページに戻っていただきまして、2の取得の金額並びに利息及び未経過固定資産税等相当額につきましては、まず取得金額の合計は5,345万7,082円、かかる利息の金額につきましては481万1,132円、未経過固定資産税等相当額は165万2,965円、取得金の合計額は5,992万1,179円となっております。

取得の方法につきましては随意契約でございます。

支払いの方法につきましては、年2.1%の利息で、別表2により平成21年度から平成29年度までの年賦償還でございます。

5の取得の相手方につきましては、神奈川県横浜市中区桜木町1丁目1番地8の独立行政法人雇用能力開発機構、理事長、丸山誠氏でございます。

なお、別表2につきましては、20ページにございますが、まず、平成21年の納付金につきましては1,234万4,447円を予定してございます。

なお、合計につきましては、5,992万1,179円でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原秀男でございます。

ただいま上程されました議案第164号、雇用促進住宅取得の件ですが、この取得金額は、今説明ありましたように残債で引き受けたようですけれども、1つの質問としては、これは現金で払った場合は利息の金額はどういうふうになるのかということです。

それから、もう一つは、今、この金額を設定された建物とか土地とかというふうな金額がこういうふうな合計、利息を入れて5,900万でございますけれども、これは適正な価格なのか。今時分にしてはですね。例えば、簡保の建物のように、10分の1とか、20分の1とかというふうな金額もあるわけですから、交渉したのかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の取得金額でございますが、現金で支払った場合の金額についてはどうかというふうな質問でございますが、現金で支払った場合には当然利息は発生いたしませんので、こちらは、いわゆる19ページの1の取得金額、5,345万7,082円に未経過固定資産税等相当額をプラスした金額が取得金額となるというふうなことでございます。

次に、金額の設定については適正かというふうなことと、交渉したのかというふうな中身でございますが、このたびの雇用促進住宅の譲渡に係ります交渉につきましては、今回、価格設定については、いわゆる雇用能力開発機構の中で、いわゆる不動産鑑定業者、2社の鑑定業者を入れまして、そちらの平均価格から5割を減額した金額を今回の価格としてございます。また、土地の価格につきましても、いわゆる5割減額、それから、面積等に応じた評価がまた変わってきておりますが、そういった中で、町として交渉を重ね、また現状の中で取得をするのは非常に高価だというようなことでありまして、今の現状の建物に、いわゆる工事が必要な部分、屋上の雨漏りの防止のための漏水防止の工事やら、今の消防法の中で火災警報器の設置が義務づけられますので、そちらの火災警報器の設置等の要望をいたしまして、そちらを譲渡までに済ませることを前提に、こちらの金額を入れたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） 質疑ありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

これは、大体残債で引き受けたというふうなことなんですけれども、現金で払う財政的な余裕はどうだったのかということをお聞きしております。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

本物件につきまして、現金で支払うことについてでございますが、5,300万という高額な建物でございます。本町の財政計画と今後の財政支出を見ながら、支出の中では後年度平準化をしながら、財政に負担のないようにというふうなことで、今回の金額で年賦払いとしたものでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再々質問ですが、例えば、こういうふうな支払いは、こういうふうな利息がもたないというような気がするんですよね。ということであれば、基金の取り崩し、そういうふうなものは考えられないのかなあというふうな気がするんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる基金の取り崩しをもって財源としての支払いは考えられないのかというふうなご質問だと思いますが、ご承知のとおり、本町におきましては、財政健全化計画の中で後年度の財政運営も計画的に進めているところでございます。単年度で5,000万を越す金額を支払うということは、後年度の財政負担の中でも非常に状況が苦しくなる状況でもございますので、後年度に向けての負担をなくすように、先ほどもお答え申し上げたとおり、平準化をする中で進めていくというふうなことでございます。

なお、今回の取得に当たって、後年度町管理となりまして、財政的な部分、いわゆる使用料としての収入もでございます。そちらの中で、後年度の中で財政的な見通しがつくのであれば、繰り上げというようなことも考えられないことではないなというふうには考えてござい

ます。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの土地及び建物の取得について、二、三質問をいたします。

まず第1点は、この金利、2.1%のこの利息ですが、これは固定金利で、確定した金利でいくのか、それとも場合によっては変動金利というものがまだあるのか、その辺を1つお尋ねいたします。

もう1つは、価格の決め方なんですけれども、先ほど木原議員のほうからも質問が出たんですけれども、私は別な視点で、この価格というのは不動産鑑定士などが一応鑑定価格というのを出すんだろうと思うんですけれども、一体これはだれが不動産鑑定士を頼むのかということが問題なんです。これは、頼まれた人はお客様ですからね、不動産鑑定士だって。そうすると、その意に沿ったようなものになりがちなんです。これは、公平・公正に鑑定士というものは選ばれているのかどうなのか。どういう鑑定士が鑑定をされたのか。その辺がわかればお聞きしたいと思います。

それから、取得物件のうちの、取得の金額並びに利息及び未経過固定資産税等相当額として4点列記されていて、未経過固定資産税等相当額165万2,965円というのが計上されているんですけれども、固定資産税というのは町に入る税金だと思うんです。それはなぜわざわざ計上しなければならないのか。いろいろ財政的な手続があるんだろうと思うんですけれども、我々は、一般の専門家でない町民に聞かれた場合は説明しなくてはいけないものですから、その辺をご説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の、今回の2.1%の金利でございますが、今回の金利につきましては、いわゆる延納というふうな形での契約となるというふうなことでございまして、国または地方公共団体において、今回のような随意契約により財産の譲渡を受ける場合に、10年以内の延納特約を締結することができるというふうなことでの約定のもとに、今回は5年を超え10年以内の場合というふうなことでございまして、こちらにつきましては財政融資資金の金利に0.9%を加えた利率というふうなことでございまして、今回2.1%というふうなことになり

ました。こちらについては、支払い計画にある年賦償還の表のとおりでございます。

次に、価格の設定でございますけれども、先ほど8番議員のご質問にもご答弁申し上げましたが、今回の譲渡価格の決定につきましては、鑑定業者2社によりまして不動産鑑定を行い、その平均価格を出しまして、そこから5割を減じた額を譲渡価格とするというふうなことでございます。

また、土地につきましては、住宅の建物の建て面積の5倍の面積までについては5割減額、また5倍を超えて7.5倍までの面積については4割減額とするというふうなことでの約定もございまして、そちらの価格に基づき、今回の金額を算定したものでございます。

また、このたびの未経過固定資産の額をこの中に入れたことでございますが、既に議員さんご承知のとおり、固定資産税は1月1日現在の価格が固定資産税の価格になってまいりますが、今回、雇用能力開発機構の平成21年度の固定資産税は全納で、全額納まってございますので、10月以降の固定資産税についてはお返しをするというふうなことで、今回金額に入れたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第164号 土地及び建物の取得についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第4、議案第165号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会議務局局長（面川廣見君）〔第165号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第165号 消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、町の消防力の強化を図るため、経過年数が間もなく21年となる第4分団のポンプ車を更新するものでありまして、今回購入契約を締結するために議案として提案するものでございます。

議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的につきましては、消防ポンプ自動車CD-1、1台でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。契約の金額につきましては、1,554万円でございます。契約の相手方につきましては、郡山市田村町金屋字孫右工門平57番地、和田自動車株式会社、代表取締役、和田純一氏であります。納入の期限につきましては、平成22年3月19日となっております。

なお、このたびの購入に係る入札につきましては、8月24日に指名業者7社によって執行したところでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの消防自動車の購入契約の締結についてですが、私はいつもこう率直に、余り専門的な技術はわからないんです。ポンプ車の内容が、多分向上はされているんだと思うんですね、何でも今は機械の精度というのは高まっているわけですから。でも、それにしても、この値段は高過ぎると、こう思うんですよね。本当にこれ、完全に業者同士が競争しているのかどうなのかというのは、常にやっぱり職務に携わる者は警戒をしながら、なるべく安くできるような、そういう入札の方法について、常に考えていかなくちゃいけないと思うんです。前回もこの質問をしたらば、総務課長は、何だか何とかネットに

公開をしている、公開条例で公開をしているからそっちを見るなんていう、そういう答弁だったんですけれども、これは非常に、議会なり議員をばかにしている答弁だと思うんですね。これ、前のように、斉藤健治さんなんか議員やっていたならば、大変なことになりますよ、こんな答弁をしたらば。議会で質問しているんだから、議会で、口頭でも書面でも回答しなくちゃならない義務があなたたちにはあるんですよ。そういう答弁でなくて、今この入札の話ありますよね。会社と入札の価格をここで明らかにしてください。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

前回の定例会の中でもご提案申し上げて、ご答弁申し上げたところでございますが、その定例会の中でも指名業者についての業者名だけお話をさせていただきましたので、今回も指名業者、業者名だけご報告申し上げます。

今回につきましては、株式会社ホシノ郡山支店、トーアン株式会社、有限会社渡辺鉄工消防用品、株式会社磐水社白河営業所、福島いすゞ自動車株式会社県央店、福島トヨペット株式会社須賀川店、そして今回の落札業者、7社でございます。

なお、落札金額はこちら議案の提案のとおり、1,554万円というふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、それぞれの各社の入札金額につきましては、総務課におきまして閲覧できますので、そちらの中でごらんになっていただければというふうに思います。

以上で答弁といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） あのね、総務課長ね、議員がこの正式な議会で入札価格もやってくださいと言うのに、何で総務課に来いという話ではないでしょう。なぜ答えられないんですか。その辺で、非常に姿勢が疑惑を持たれるんですよ。疑惑のあるなしじゃなくて、そういう態度が疑惑を持たれるんです。あるいは、そういう態度でやるからこういう値段になるんだろうと推測されてしまうんですよ。だから、なぜここで入札価格を公表できないのか。議会ですよ、ここは。正式な権限を持って聞いているんですよ。なぜ答弁できないんですか。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げますが、いわゆる入札価格の公表につきましては、入札制度の公正・公平の中で制度として設けまして、閲覧をすることになってございまして、入札執行の翌日から公表してございます。各社の金額につきましては、それぞれこの、今回契約する金額を上回った金額で入っていますので、そちらについてごらんになっていただくことで、それぞれの各社の金額をここで申し上げることは控えさせていただきますというふうに思います。

〔「なんで言えないの」の声あり〕

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） ただいま上程されました165号、このたびの国における補正予算で地域活性化経済危機対策事業の一環で、今回の購入の運びになったわけではありますが、関連で2点ほどお尋ねしたいと思います。

4分団で20数年経過しているわけですが、ほかの分団のポンプ車、搭載車、小型ポンプの経過年数はどのようになっているかお尋ねします。

また、そのポンプ車類、搭載車、小型ポンプの更新の計画はどのようになっているか、その点をお尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

各分団配属のポンプ車並びに積載車の経過年数でございますが、今回の消防ポンプ車につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり第4分団のポンプ車でございまして、こちらにつきましては、昭和63年の10月に登録したものでございます。

そして、そのほかの状況につきましては、まず第1分団につきましては、ポンプ車については平成7年12月に初期登録をしております。また、第1分団には積載車がございまして、こちらは平成2年12月でございます。第2分団につきましては、ポンプ車でございますが、平成2年9月に初期登録をしたところでございます。また、積載車もございまして、こちらにつきましては昭和62年1月でございます。第3分団につきましては、さきの6月の定例会の中で更新の議決をいただきましたが、昭和61年でございます。第4分団につきましては、積載車、ポンプ車のほかに積載車がございまして、こちらは平成13年でございます。第5分団につきましては、ポンプ車が平成14年10月に初期登録をしております。また、積載車

もございまして、こちらは平成5年でございます。第6分団については、平成9年に積載車を登録してございます。第7分団は平成13年でございます。それから第8分団につきましては積載車、平成7年でございます。第9分団については、積載車でございますが、平成4年3月に初期登録をしているポンプ車、積載車でございますが、それぞれ更新の計画につきましては経過年数に応じてでございますが、こちらにつきましては、参考までに申し上げますと、広域消防組合ではポンプ車は15年以上がまず、いわゆる更新の目安としているところでもございますし、救急車、本町にも分署にもございますが、こちらは7年以上というふうな規定があるようでございます。また、走行距離については15万キロ以上というふうなことでございますが、本町のいわゆるポンプ車、積載車ともに町内のみでございますので、最大の走行距離でもまだ2万3,000キロ、4,000キロというふうなことになるわけでありまして、経過年数の中では、ポンプ車のポンプ機能の低下というふうなこともございまして、いわゆる機種を更新というふうなことになるわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。

ただいま、各分団の購入年度、なったわけでございますが、その中で、何年になるのかな、これになると。ちょっと今話を聞いただけなものですから。次の更新の分団のポンプ車が搭載車、その点をお尋ねします。

それから、もう1点、小型ポンプの場合、どうしても自動車と違って、これも経過年数によってある程度なってくるんじゃないかなと思うんですけれども、やはり、いざとなつてエンジンのかかりが悪かったりとか、いろいろ状況があるみたいで、話を聞きますと、機械点検とかそういうのをやっけて、どうしてもやっぱり不都合が出るときもあるということなんです。やはり、ある程度経過した場合には、その小型ポンプのほうも更新の対象は何年になるのか、1つお尋ねしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 3番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

次の更新予定のポンプ車等についてはというふうな、まずご質問だと思ひますが、今回4

分団、そしてこの次にポンプ車で古いのは第2分団のポンプ車でございまして、平成2年に初期登録したポンプ車でございますので、そちらが候補となっております。

なお、積載車につきましては、一番古いのが第2分団でございまして、その次に第1分団の積載車というふうなことで、順序にはなるわけでございますが、それぞれ今、消防勢力の再点検をしてございますし、いわゆる消防団員の確保をまず大前提としながら進めてもございまして。

なお、積載車につきましては、いわゆるポンプを積載をしながら火事現場に向かうというふうなことでございます。ポンプの能力の低下というふうなこともございますので、そういった周期の中では、いわゆる車自体、本体自体を更新するのではなくて、積載するポンプを更新するというふうなことにもなるかと思っておりますが、今現在は修理しながら使っているような状況でもございますので、そちらはいわゆる積載するポンプの状況を見ながら逐次考えていきたいというふうにも思っておりますので、年数は今のところ設けてございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原ですが、ただいま上程されました消防ポンプ自動車の購入の件ですけれども、これは下取り車では出してはいないと思うんですけれども、一応新車購入したわけですから、その中古車はどういうふうに、どこに行くのかな、どういうふうに処分するのかなというふうなことなんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の第4分団へのポンプ車の購入に当たりまして、いわゆる現有のポンプ車の下取りについてでございますけれども、こちらにつきましては、廃車を前提に業者引き取りをお願いをしております。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番議員、木原です。業者引き取りはいいんですけども、その価格がついてるのかな。それとも金額は払うのか、それともそれに価格がついているのか、そこをちょっとお尋ねします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる引き取りに当たっての価格でございますが、購入に当たって積算する金額につきましては引き取りも廃車も含めての金額でございますので、下取り、中古車というふうな考え方でなくて、廃車というふうなことでございますので、そちらでの見積価格、すべて含めての契約金額となっております。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第165号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第166号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5、議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第166号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります根本彌生氏が今月30日をもって任期満了となりますので、再任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をいただきたく、提案するものであります。

根本氏は、平成17年10月から1期4年間、教育委員を務められており、現在、鏡石中学校のPTAとして、子育ての傍ら、須賀川市立第三小学校の心の教育相談委員を務められ、学校教育、社会教育に深い関心を持たれておられます。温厚で人柄もよく、教育委員として最適者と思われるので、議会の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、再任でもあることから、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

これより議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決しました。

議案第167号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、議案第167号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第167号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第167号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、主に平成20年度決算に伴う繰入金、繰越金などの調整と、子供手当応援特別手当事業、さらには地方道路整備臨時交付金事業に係るものとあわせまし

て、現行予算の調製を行うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,984万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,959万8,000円とするものでございます。

また、27ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、定住促進住宅事業費を追加いたしまして、第3表、地方債補正では、町道整備事業費の限度額を3,950万円、臨時財政対策費の限度額を2億4,890万円にそれぞれ変更するものでございます。

詳細につきましては、30ページからの事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの一般会計補正予算に対して若干お尋ねをしたいと思います。

最初に、38ページの老人福祉費の中で、負担金補助及び交付金として小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業補助金というのが、今度のそういう交付金からでしょうかけれども、504万円かかるわけですね。スプリンクラー等整備に504万円というのはかなり高額な費用だと思っておりますけれども、どのような内容でこの504万円という補助金を出すのかということと、もう一つは、50ページですね、土木費の住宅管理費ですね、1目住宅管理費の中で、説明欄15工事請負費、杉林団地内建物解体工事等となっています。杉林の団地の住宅を300万ですから解体するのかなと思っておりますけれども、どの住宅をなぜ解体をするのか、この辺の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

老人福祉費におきます小規模福祉施設スプリンクラー等の整備事業であります。こちらにつきましては、先ほど説明の中にありましたように、グループホームにおきますスプリンクラーの整備事業であります。これにつきましては、いわゆる建物の延べ床面積に対しまして、

国の基準が1平方メートル当たり9,000円というような基準で504万円になっております。

なお、施設につきましては、50から60カ所のスプリンクラーを整備するというような計画であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、50ページ、51ページでございますが、8款土木費、4項住宅費の中でございまして、15の杉林地内建物解体工事でございますが、こちらにつきましては、杉林の町営住宅がございまして、そちらで昨年末に火災がありました。その火災の部屋とその隣の部屋が空き家になりましたので、そちらともう1棟空き家になってございます。そちらは老朽化が著しく、使用に耐えないというようなこともございまして、防犯上の関係から2棟分の解体工事といたしまして、今回工事費を計上したものでございます。

以上で答弁といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原秀男です。

43ページ、衛生費なんですが、聞き漏らしたのかなと思ったんですけども、説明欄、27の公課費の自動車重量税7,000円、自動車取得税1万4,000円、これありますよね。これ、自動車重量税は7,000円というのは、こういう自動車重量税はあるのかなということと、その下の自動車取得税1万4,000円、これはどの車の、上のほうに行ってこれ、公用車購入事業115万円ってありますけれども、これに対する金額では合わない。27番の公課費、自動車重量税が7,000円、これは、根拠はどこの数字なのか、自動車取得税1万4,000円はどの価格の何%なのか、ちょっと説明願います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

衛生費の中の公用車の購入事業でありますけれども、公課費であります。自動車重量税並びに自動車取得税につきましては、いわゆる軽自動車を取得するときの税金でありまして、それぞれ7,000円と1万4,000円ということでありまして、合計で公課費2万1,000円となるところであります。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原秀男です。

これ、7,000円、1万4,000円、これはいいんだけど、これはどの数字に対して7,000円。これは上の数字と合わない。全く別な車の数字なんですか、これは。7,000円と1万4,000円の車、対象車両はどの数字なのか、そして幾らの金額なのか、説明願います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

自動車重量税並びに取得税につきましては、軽自動車に係る税金としまして、率合いで決まっているものではなくて、固定した税額になっておりますので、このような金額の予算をしたところでございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 47ページの、今回組み替えということで、町道の整備臨時交付金事業に2,699万、補償補填及び賠償金ということでマイナスの3,100万ということで、21年度の当初の予算審議の中で、地域空間づくりということで、都市機能の整備、中外線道路改良事業ということで4,000万円計上し、そして21年度、まだ期間はあるわけでありまして、この辺の事業の進みぐあいと、進まない意味というんですか、だからこのように予算の組み替えをしたのかなと思っておるものですから、その辺の内容、説明をお願いいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

まず、47ページになりますが、交付金関係でございますが、まず1つに、変更する内容ということになりますが、まず4号線の整備状況といいますか、この状況を少し説明したいと思います。

まず、4号線につきましては、全体で4.5キロメートルほど計画しておりまして、第1工区ということで南側、これは第一小学校から久来石までの間、約2.2キロになります。それから第2工区ということで、北側になりますが、高久田から鏡石第一小学校まで2.3キロに

なります。これにつきましては、18年度から19年度まで用地買収を重ねておりまして、進んでおります。次に、南側の第1工区としましては、6月に用地交渉をしました。用地の測量を含めまして、現在境界立ち会い等の調査を進めております。それから、北側につきましては、18年度から用地補償を進めておりまして、19年用地、それから20年、ことしになりますが、21年の予定では約8割の用地補償が完了すると。それから、工事につきましては、北側になりますが、横断地下道の計画がございました。2カ所ほどありましたが、これの一部基礎工事が発注になるというふうな予定で話は聞いております。現在のところ、4号線につきましてはそのような状況でございます。

これに伴いまして、中外線でございますが、本来ですとここで4号に合わせていくんですが、ここで4号線、いかんせん用地交渉も8割と。それから、工事が地下道の工事だけということになってございまして、交差点に関する工事につきましてはまだちょっと年数がたつということになりまして、それならば交付金の、町で今やっている路線ですが、鏡田499号線、これを早いうちに早期改修しまして、通行ができるように交通機能の強化ということで、なるべく早い時期に通行させたいということで組み替えするものでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 今の説明は四角で、あの交差点が時間がかかるという説明だと私は理解しております。であります。その中の部分の、私は21年度の事業かなと。要するに、交差点以外の若干ずれた部分の、あるいは逆に言えば中外の逆というんですか、本質からいくと中外の出入り口の交通量というんですか、そういうこともあって、あそこは早くやはり改良してやらなくちゃならないということだと思っております。だから、交差点部分の、そうすると21年度は補償内容だったんですか。それともその先なんですか。要する一帯の部分なんですか。

そして、その事業費を回すことによって、次の、例えば次年度になるかそれはわからないんですけども、その場合に予算の確保というんですか、国からのある程度の交付は可能かどうか。この事業を振りかえることによって、後から事業として影響はないかどうかまで含めてお聞きしたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 6番議員の再質問にお答えしたいと思います。

中外線の交差点につきましては、第1工区、いわゆる鏡石第一小学校から先の部分になりますので、後の工区になります。ことし、21年度になりますが、町の中外線は全然やらないわけではございませんので、交差点にかかわる右折レーン設置のための委託ということで、現在調査中でございます。

それから、それに合わせまして4号線との調整ということで協議をしております。その中で、中外線につきましては、買収につきましてはまだ説明会をやっていないということで、2年くらいおくれるであろうということになりますので、来年からで間に合うというふうに調整したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 1番の根本であります。

ちょっと細かいことを聞くようなんですけれども、47ページの、1つ目が除雪機というかグレーダーの借り上げだと思っんですけれども、これは何月から何月までで、1台なのか2台なのか。

あと、その下の公用車の購入、その前の43ページのあれとちょっと比べてみたんですけれども、43ページのほうは軽ということでわかったんですけれども、47ページの中で公用車というのは、これは軽ではなく多分普通かなと思っんですけれども、その中でこの47ページの公用車の場合には自動車重量税が18万ということで、取得税が載っていないので、取得税は要らないのか。あと、その前の43ページのほうには、取得税ということで1万4,000円載っているんですけれども、逆に軽だから登録手数料というのは要らないのかなと。余り新車のほうに縁がないので、その点はどうか、ちょっと説明をお願いします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 1番議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、47ページのグレーダーの関係でございますが、何月から何月までだということになりますが、これは12月15日から3月15日まで、3カ月間というふうに考えております。冬期間ということで考えてございまして、これは2台になります。

次に、同じく47ページでございますが、購入車の、公用車の関係でございますが、車の車種的にはカローラクラスを考えてございます。現在、都市建設課には軽自動車は1台ございまして、軽自動車では荷物がつからないというふうなこともございますので、カローラクラ

スを考えてございます。

それから、税金関係につきましては、公課費の中に全部含めてございますので、その中に入っているということをご理解していただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

12番（小貫良巳君） 12番の小貫であります。

ただいま上程されています一般会計補正予算について、小さいことなんですがお尋ねしたいと思います。

37ページの総務管理費の中の交通安全対策費25万、これは駅前の四角柱の修理だと思うんですが、その25万のほかに、観光費のほうから25万が出ているんですね。同じく25万。それで、合計で50万の工事かなと、こう理解しているんですが、その両方から出して工事をやるということは、あらかじめ予算があったから25万ずつ出し合ってつくるのかなと考えているんですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

次に、50ページの施設管理費の中の賃金120万ですか、その中の管理人の賃金と説明があったんですが、現在の管理人のほかに増員を予定しているんだか、今までの管理人の増額を見ているんですか。その辺ご説明をお願いしたいと思います。

それから、53ページの教育費の中で、小学校費かな、教育備品の購入とありますが、その購入の内訳ですね。大金ですので、その中の備品の内訳の説明をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、37ページの総務管理費の中の6目の交通安全対策費の中で計上いたしました工事請負費25万、駅前四角柱看板修繕工事並びに45ページであります、一番下ほどにあります7款の商工費、1項の商工費、3目の観光費の中での工事請負費、駅前四角柱看板修繕工事でございますが、現在の看板が老朽化によりまして傷みが著しいため、いわゆる四角柱でありますので、交通安全で2面、それから観光で2面というふうな形でそれぞれ25万ずつ予算を計上するというようなことで、合わせて50万の工事というふうなことでのお見込みのとおりでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課参事兼課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課参事兼課長（遠藤栄作君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

53ページの小学校におきます備品購入費でございますけれども、これにつきましては、今回小・中学校ということで上げてございます。この内容につきましては、いわゆる理科教育備品の充実ということでございまして、国のほうでは当初20億円の当初予算を組んでおりましたけれども、その後、21年の補正予算ということで200億円の追加をしたわけでございます。これに伴いまして、小学校当たり大体100万程度、中学校も含めてそれぞれ100万程度の備品を補助対象にするということになりました。

そういったことで、今回、小・中学校に購入等の、こういったものがあるかということで調査をしまして、その中で今回追加をしたものが小・中学校それぞれでございます。合わせて今回の補正が約220万、当初で160万、合わせまして380万ということでの予算でございます。内容につきましては、理科備品ということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げたいと思っておりますが、12番議員のご発言の中で50ページの管理人賃金というふうに取り上げたわけですが、50ページには管理人賃金がないわけでございまして、いわゆる住宅費の中の住宅管理費の中の管理人というふうなことなのかなというふうに思ったんですけれども、それでよろしいでしょうか。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時40分

開議 午前11時40分

議長（今泉文克君） 休議に引き続き会議を開きます。

答弁者を変更しまして、教育課長、遠藤栄作君。

〔教育課参事兼課長 遠藤栄作君 登壇〕

教育課参事兼課長（遠藤栄作君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

59ページということで、陸上競技場の管理人賃金ということでございますけれども、陸上競技場等の管理については、施設等については、いわゆる体育施設は教育課と。あと、そのほか、いわゆる公園等については都市建設課と、そういったことでございます。そういったことで、その周辺も含めた管理ということで、今までなかなか行き届かなかったということで、今回賃金を計上したということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第167号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第168号、議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第7、議案第168号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第8、議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第168号議案、第169号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 改めまして、おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第168号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）並びに議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましての提案理由を説明申し上げます。

まず、初めに議案第168号でございますが、このたびの補正につきましては、平成20年度の鏡石町国民健康保険特別会計の決算に伴いまして、繰越金が確定したことによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,067万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 次に、議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

67ページになります。

このたびの補正につきましては、平成20年度の後期高齢者医療特別会計予算の決算に伴いまして、繰越金等が確定したことによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,424万8,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、一括上程されました両議案ともご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第168号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第9、議案第170号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第170号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第170号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、平成20年度の決算に伴う繰越金の精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,246万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,291万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第170号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第171号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第10、議案第171号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第171号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第171号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、平成20年度の決算に伴う繰越金の精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,772万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、84ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第171号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第172号～議案第174号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第11、議案第172号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第12、議案第173号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第13、議案第174号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第172号議案～第174号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第172号から議案第174号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、87ページの議案第172号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,431万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,391万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、90ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 95ページをお開き願います。

続きまして、議案第173号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,567万5,000円とするものでございます。内容につきましては、98ページの事項別明細表によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、102ページをお開き願います。

続きまして、議案第174号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予定額と補正予定額、収益的収入として190万円を追加し、収入支出総額をそれぞれ2億2,761万1,000円とするものでございます。

また、第3条、資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金8,721万7,000円を9,171万7,000円に改め、第1款資本的支出の既決予定額に450万円を追加し、1億6,956万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、104ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程された3議案につきましてご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第172号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第173号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第174号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月10日から9月16日までの7日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす9月10日から9月16日までの7日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 10分

平成21年第10回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成21年9月17日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告

追加日程第3 議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について
総務文教常任委員長報告

追加日程第4 議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分
に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告

追加日程第5 陳情について
総務文教常任委員長報告

追加日程第6 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

追加日程第7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

追加日程第8 意見書案第16号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求め
る意見書(案)

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 政 雄 君	副町長	大河原 直 博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務町民課長	高 原 芳 昭 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業委員 事務局長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長	圓 谷 信 行 君	上下水道課長 兼課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	上参事兼 教育委員	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	教育委員 兼委員長	吉 田 栄 新 君
選挙管理 委員会委員長	西 牧 英 二 君	農務委員 兼代理者	角 田 一 幸 君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面 川 廣 見	主任主査	相 楽 信 子
-------------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

根本重郎君

議長（今泉文克君） 初めに、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） おはようございます。

1番の根本であります。9月定例会トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

今回通告をいたしましたのは、1つには、ことしも敬老の日が近づいておりますが、よりよい長寿社会へ向けてであります。2つ目としまして、今大流行になろうとしている新型インフルエンザの対応についてであります。

最初に、よりよい長寿社会へ向けてについて質問させていただきます。

ますます高齢化社会が続いている中、国や各自治体はいろいろと対応を考えていますが、我が町のことについてお伺いをいたします。

長寿社会プラン等の短期あるいは長期の作成は考えられないか。

高齢化の比率は、過去5年間でどのような比率になっているのか。

高齢化と地域社会（文化）のかかわり方はどうあるべきと考えているか。

高齢者と子供たちとの接し方にはどのようなことがあると思われるか。

ひとり暮らしの方々への対応として、1、現在、町には何名ぐらいいるのか、2として、そのの方々への連絡や確認の方法はどうしているのか、3として、非常時になった場合の家族、親族等への連絡方法はとらえてあるのか。

ますますふえている認知症の方々への対応策はどのような方法をとっているのか。

健康づくりのため、公園への健康器具の設置は考えられないか。つまり、公園は子供た

ちのためにあるというのが非常に多いわけですが、その中に表でもできる健康器具を設置している自治体もありますので、そのようなものは考えられないか。

次に、新型インフルエンザへの対応についてであります。

このことについては、9月1日の臨時全員協議会の中で、福島県における基本的対処方針の説明を受けましたが、私の通告の締め切りが同じ日、9月1日となっておりますので、ダブるような形となると思いますが、よろしく願いしたい。また、県の基本的対処方針は7月27日から適用するとなっておりますので、9月1日の説明では少し遅いと思われるので、情報は早く出していただきたいことを最初につけ加えておきたいと思っております。世界的に大流行と言われ、日本でも5人に1人がかかると言われている新型インフルエンザに対して、町としての対策はどのようになっているのかお伺いをいたします。

予防策として、幼稚園、小学校、中学校、あるいは家庭、企業への指導や情報の提供はどのようになっているのか。

現在の町内での発生者はいるのか。また、発生者が出た場合の細かい対応の仕方はあるのか。

高齢者世帯や障害者世帯等、流行により生活に支障を来たす世帯の特別な支援体制はどのようになっているのか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

木賊町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 1番、根本重郎議員の質問にお答えいたします。

1番のよりよい長寿社会へ向けての 長寿社会プラン等の作成はどうかについてお答えいたします。

長寿社会プランは、総合的に高齢者福祉の理念や基本方針を定めた計画の呼称で使う場合と、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を合わせた計画を呼ぶ場合もあります。本町では、ことし3月に第5期高齢者保健福祉計画、第4期介護保険事業計画を策定したところであり、本計画は今後3年間の高齢者福祉施策全般にわたる計画として、町第4次総合計画を上位とする個別計画と位置づけております。このことから、当面は本計画に基づく関連事業を積極的に推進することが肝要であり、新たな高齢者に係る計画やプランにつきましては今後の検討事項とさせていただきます。

なお、ほかの質問については担当課長等からお答えいたさせます。

議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 1 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

よりよい長寿社会へ向けての からご答弁をさせていただきます。

の高齢化率、5 年間についてであります。平成16年18.5%、平成17年18.9%、平成18年19.4%、平成19年19.7%、平成20年20.2%ということで、20年になりまして20%を超えております。

次に、 の高齢化と地域（文化）のかかわり方をどう考えているかについてでございますが、高齢者の方々と地域のかかわりとしての活動では、シルバー人材センターでの活動、友愛訪問活動や地域支え合い活動、清掃奉仕活動や健康づくり活動など、高齢者間の交流的な活動と地域とのかかわりに主眼を置いた活動等があります。

また、伝統文化の面からは、後世に伝えていくべき貴重な技術や知識は数多くあり、地域社会全体で継承していくためには、指導者の育成と支援、組織的な受け皿づくりを進めていかなければならないと考えております。長寿社会では、高齢者は助けられる存在としてではなく、高齢者自身が地域の中でみずからの経験と知識を生かして、積極的な役割を果たしていくことが求められております。そのことから、これまで以上に社会参加の基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者と子供たちとの接し方にはどのようなことがあるかについてでございます。子供見守り活動、世代間交流活動、交通安全教室の協力など、老人クラブの方々が中心となり、地域や学校、社会教育分野での子供たちとの交流が行われております。また、子供たちがボランティア活動で老人ホームなどを慰問する活動もあります。子供たちには、高齢者を敬い、思いやりの気持ちを養う機会になる傍ら、高齢者の方々も子供たちとのふれあいを通して心が和み、慈しみを深める交流にもなっております。先ほど述べました伝統文化の継承も含め、今後もさまざまな場面での世代間の交流を推進してまいりたいと考えております。

次に、 のひとり暮らしの方への対応であります。

（1）として、何名いるかにつきましてですが、住民基本台帳上で65歳以上の単身世帯は376世帯となっておりますが、施設入所者や隣接して家族がいる場合もありますので、実態としてのいわゆるひとり暮らしの高齢者は約140名としております。

連絡や確認の方法についてですが、民生委員は、担当地区のひとり暮らし高齢者も含めた高齢者世帯の連絡や確認のために福祉指標という台帳をつくり、必要に応じた支援をしております。また、緊急通報システムを活用した方法も実施しているところであります。

非常時の家族等への連絡方法はとらえてあるかでありましたが、民生委員や地域包括支援センター、各介護事業所におけるケアマネジャー等の連携により対応しているところでございます。

続きまして、認知症の方への対応策についてでございます。介護保険においては、認知症

予防、支援及び認知症サポーターの養成、認知症の発症遅延、悪化防止のための事業を推進するとともに、介護予防サービスや介護保険サービスの充実に努めております。しかし、今後増加すると言われている認知症の人が安心して暮らすためには、家族や施設だけでの対応では限界があることから、地域での理解と支え合う仕組みの取り組みを広げていくことが重要であり、地域包括支援センターとの連絡を密にしながら、認知症サポーターやボランティアの方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、 の健康づくりのため公園へ健康器具の設置は考えられないかについてであります。高齢者の方々が公園でひとときを過ごすときの施設として、どのような器具に需要があり、また効果があるか、研究させていただきたいと思っております。

次に、大きな2番の新型インフルエンザ対策についてご答弁申し上げます。

新型インフルエンザ対策につきましては、対策本部等を設置し、初期の発生時期から国や県の基本的対処方針に基づき、情報提供とともに感染防止や医療機関の受診方法等について、相談や啓発を中心に対応してきております。

の予防策として、幼稚園、小・中学校、家庭、企業への指導や情報の提供についてであります。小・中学校や幼稚園、保育所や児童クラブでは、国内や県内の発生状況を踏まえながら、保護者への協力依頼文書を送付し、手洗いやうがいの励行、発熱時の対処方法などの周知に努めるとともに、感染状況については施設から毎日報告を受け、情報を共有しながら指導しております。また、町民の皆さんには、町広報紙やホームページ、チラシの配布などにより予防策や受診方法等を周知する一方、各公共施設には手洗い消毒液を設置したところがございます。さらに、企業には、県から感染防止や休暇取得等への配慮についての文書が出されているところでございます。

次に、 現在発症者はいるか、また発症者が出た場合の細かい対応の仕方についてありますが、8月19日の流行宣言後に、30代女性が簡易検査でインフルエンザA型と診断された情報がありましたが、新型かは確定されておられません。7月下旬から検査体制や把握方法が変更になり、集団感染や重症者の発生を除き把握ができない状況にあります。現在まで集団感染や重症者の発症は町内では確認されておられません。

感染者が出た場合の対応についてでありますけれども、患者、疑われる者も含みますけれども、医師の指示に従いまして、外出を自粛し自宅で療養することが原則となっております。基礎疾患を有する方で重症化するおそれのある方については、必要に応じて入院治療を行うこととなっております。また、学校や保育所等で患者の集団感染が認められた場合には、感染状況により、保健所などと相談しながら学級閉鎖や学年閉鎖などの対応をとることとしております。

次に、高齢者世帯や障害者世帯等、流行により生活に支障を来す世帯への特別な支援体制

はどうなのかでございますけれども、啓発活動につきましては、民生委員や地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らしの高齢者を中心に、訪問時のチラシ等配布によりまして、改めて予防策を周知することとしております。現時点では、集団感染の対策と予防策の周知徹底を進めておりますが、今後、感染形態やウイルスの変異等を踏まえた対策の中では、衛生品の配布や生活用品の調達支援などを検討しなければならないと考えております。

また、新型インフルエンザのワクチンにつきましては、国においては、優先順位を定め、接種方法については医療機関を限定し実施することとしておりますが、今後は費用負担のあり方についても方向性が示されるのではないかと考えており、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

今出ました中で、全部ではないんですけれども、高齢化の比率は、我が町ばかりではなくほかの市町村も年々上がってきているわけでありまして、やっぱりこの上がっていくのとめる方法というのはないものかどうか。このままで行くと、今、20年で20.2%と言いましたけれども、当然21年、22年になると上がっていくなと思うんですけれども、やはり上がっていくというのを見ているだけではなくて、上げどまりというのは、やはり若い人たちをこの町に定住させるということが高齢化率を下げるという意味にもつながると思うので、そういうような方法を、例えば企業誘致とかいろんなあれで考えていると思うんですけれども、下げどまる方法をここで検討すべきだと思うんですけれども、その辺はどうなのか。

あと、3番の高齢化と地域、文化のかかわり方についてでありますけれども、社会参加や伝統文化の継承ということもありましたけれども、やはり地域というか、一例をとって申しわけないんですけれども、成田地区の場合、盆踊りというものを去年まで2日ほどやっていたんですけれども、ことしは1回やめようかなという話にもなったんですが、やはりそれではだめだということで、1日間だけやりました。やはり、盆踊りの保存会の人たちもだんだんと高齢化しまして、子供たちに教えようというふうにならずと今までやってきたんですけれども、やはり一つの拠点というか、成田の場合は幼稚園を核としていろいろと地域と、あるいは高齢者とかかわりというものをずっとやってきたわけなんですけれども、やはりそれらが途絶えていくというのは、やはり同じ町の中のあれとしては、少し考えるべきものがあるのではないかなというのも思うんですけれども、そういうようなことに対してはどう思うか。

あと、ひとり暮らしの方の非常時の家族や親族への連絡方法、これは身寄りがないという

方もおられるかと思えますけれども、大概は親族の方がどこにいると思うんです。だから、そういう場合には、民生委員、それはもう結構でありますけれども、非常時、いろんな災害とかあれがあった場合とか、あるいは事故とかがあった場合に、くまなくすぐ身内の方に連絡をとれるという、例えば電話番号一覧とか住所等の一覧というのをつくっておくべきではないかなと思うんですけれども、それに対してどう思うか。

あと、認知症の方々への対応でありますけれども、やっぱりこれは認知症の方というのは通常会話をしているもなかなか一般の人にはわからない。専門家になるとそれなりにわかるんですけれども、やはり、普通に話あるいは行動をしても認知症であるという方が相当おられます。これはやはり認知症というものを社会でちゃんと認めてあげて、これはこの人は認知症だという病気なんだよということを、隣近所あるいは社会として認めてあげないと、家族だけがやはりその認知症を隠したがるというようなことも出かねませんので、やっぱりそれらはそういうような認知症でも家族の方が苦しまないような、あるいは社会全体で本当にサポートできるような方法というのを、やっぱり広く認知しなければならないというふうに思います。

1つの例として、サポーターという話がさっきありましたけれども、小学校で認知症とはどういうものかということをお子たちに教えるというようなことをやっている学校があります。多分全国ではいっぱいあると思うんですけれども、これは三重県津市、津市立南立誠小学校、ちょっと読み方はわからないんですけれども、この中の講座で、「認知症ってなあに」、あるいは「私たちに何ができるのかな」というようなことを小学校の段階で教えておく。そうすると、この子供たちも、すぐ対応できなくても、例えばある程度大きくなってからでも、認知症の方々への対応というのがしやすくなるというような方向性でこういうふうな講座というか、これは認知症キッズサポーターという養成講座みたいなんですけれども、小学校の。そういうようなこともちょっと考えていいんでないかなというふうに思うんですけれども、どう思うか。

あと、の健康づくりのための公園への健康器具ということで、なかなか口頭では難しいんだなと思って、担当課長のほうにはこういうふうなものであるというふうなコピーを渡しておきました。写真が何枚かあるんですけれども、そういうふうな、例えば鳥見山でなくても、ゲートボール場の隣あたりとか、あるいはインターあたりの公園のちょっとした広場にそれを設置しておくだけで、年配の人たちが例えば屈伸をしたり、あるいは腕立ての補助をしたり、あとはストレッチとか、足つぼのウオークとか、あるいは屈伸とか、そういうようなものが表でできると。やはり、年配の方々が集まってお茶を飲んで話をするというだけではなくて、そういうふうなところへ行っているような運動とかをすれば、ある意味では認知症の予防にもつながるし、あるいは病気のいろんな予防にもつながっていくのではないかなと

いうふうにも思いますので、何点かある中で2つでも3つでも設置はできないか、お伺いをいたします。

あと、新型インフルエンザについてでありますけれども、学校、幼稚園等ではうがいとか手洗いとか、あるいはせきをする場合にはちゃんとハンカチが何かで覆ってせきをするとかというような指導は当然していると思いますけれども、その中で、家庭と学校、あるいは幼稚園の中で、毎日、例えば1週間1週間の中で、家庭ではこういうふうなことがあると、せきがあるとか、体温が何度だというふうな手帳というか、連絡帳みたいなのは、家庭と学校でやりとりをしているのかどうか。それが一つの目安となって、予防のほうにもつながっているし、またインフルエンザでなくても、普通のかぜでもわかるのではないかなと。それによって、学校に来て、あるいは友達とかにはうつすようなことがなくなるのではないかなと思うので、そういうふうな連絡帳というのはやりとりをしているのかどうか。

あと、一番インフルエンザに対して大きいと思うのは、風評という言葉がありましたけれども、風評被害が一番恐ろしいというか、そういうようなことが考えられますので、その風評とかを出さないような、というのは、やはりきちんとした情報を伝授して、隠すのではなくて、情報を速やかに公開するというようなことも、
、
、
の中でも大事ではないかなというふうにも思います。また、高齢者世帯とか障害者世帯、いわゆる弱者世帯はその風評というのが一番受けやすいのではないかなというふうにも思いますので、改めて、きめの細かい指導をやっぱり学校等にはすべきではないかなと思うんですけれども、細かい方法になりますけれども、さっき言いましたように、手洗いとかうがいとか、そういうあればかりでなく、もっと細かい指導というか、やはりこれから10月の半ばごろにかけてふえてくるだろうと言われておりますので、万全を期して細かい対応をしていくべきであるというふうにも思いますけれども、それらに対してどう考えるのか。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 1番議員の再質問にお答えいたします。

の高齢化について、これをとめるというお尋ねだと思いますが、先ほど課長からご答弁申し上げましたように、平成20年で20.2%、福島県が23.6%でございます。ご案内のように、本町は県内でも、これでも3番目に高齢化率が低いということで、20.2%で県内で3番目に低いということでございますから、ほかの市町村はいかに高齢化になっているかということがおわかりかと思えます。

そもそも、この高齢化率の算定については65歳以上という一つの線を引いておりますので、

今、大変長寿社会になっておりまして、70、80、90、あすあさっての敬老会にも資料が出てまいりますけれども、本町は100歳以上がもう5人もおられますし、90歳以上もかなりの方がおられます。そういった中で、65歳以上高齢化という一つの線引きもいかがなものかというふうには思っておりますけれども、国の統計の仕方ということで、65歳以上が高齢化ということで、必然的に数値が上がっているということは、こういったことも要因であるのではないかと思います。

それと、とめる要因は、やはりたくさん子供さんが生まれてくるということが一番高齢化率を下げる理由になるわけでありまして。今までもそういった視点から、企業誘致や、あるいは住環境の整備などを通して、住みやすい町づくりを展開してまいりました。そういったこともございまして、県内で3番目の高齢化率が低いということになっているわけですが、今後も企業誘致、あるいは住みよい町づくりを通して、こういったことが町に若い人たちが住んでいただけるのかということと十二分に町の施策の中に取り入れて、そういった高齢化率を低目に抑えていく政策を重点的にしていく必要があるだろうと。今までもやってまいりましたが、なお一層、意を用いてやっていきたいと考えているところでございます。

それから、 の高齢化と地域文化のかかわりの中で、成田盆踊り保存にかかわる質問でございまして、やはり何といたしても、地域がみんなでそういった、お年寄りから子供まで巻き込んだ中で伝統を継承していくという、町はそういったものをサポートしていくという、そういう役割が必要なんだろうと思っております。一例を挙げますと、笠石の盆踊りも大変青年会のほうが衰退してまいりまして、存続が危ぶまれてまいりましたが、そこに行き先が昨年から入りまして、かなり盆踊りというものがにぎわいを見せてきております。やはり成田についても、今、非常に成田の消防団も衰退しております。全体的にそういったことを見受けられますので、いま一度、成田は成田の地域全体でどうすればいいかということとを総体的に考えながら、この伝統文化というものを、高齢のお年寄りの皆さん方の力をかりながらやっていく必要があるだろうと思っております。

私からは以上でございます。

議長（今泉文克君） 教育長、佐藤節雄君。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

1番議員の2番の新型インフルエンザへの対応、学校のほうの対応の件でお答えをしたいと思います。

家庭と学校、幼稚園を含む対応の連絡関係でございまして、5月1日、それから8月25日付で、教育委員会、それから各学校、幼稚園の校長、園長先生の連名で、各保護者あてにインフルエンザの対応について、このように家庭でやっていただきたいというようなこ

とで、具体的に指示をしているところでございます。

なお、各学校の養護教諭を集めたインフルエンザの対応の打ち合わせを1回、さらには8月24日に県のほうで新型インフルエンザ対応マニュアルというのを作成してございますので、それについての説明をしまして、具体的に学校で、さらには子供たち、さらには家庭での対応の仕方について説明をして、これに基づいて、学校で、または家庭で対応してくださいというようなお願いをしました。

さらに、4月からは毎日、幼稚園、さらには小・中学校から、子供たちのインフルエンザの状況、さらにはインフルエンザに似たような症状の子供たちの数等について、毎日午前10時まで報告をいただいて、それをまとめたものを健康福祉課、さらには県の県教育事務所のほうに報告すると、そういうシステムになってございますので、つぶさに毎日の変化についてこちらで把握できるような状況になっているということでございます。

そういうようなことで、今後ともきめ細かな対応をして、できるだけ、インフルエンザが発生したときに、累を及ぼさないような対応を今後ともとっていききたいなというふうに思っております。

以上で私のほうからの回答とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 1番議員の再質問にご答弁を申し上げたいと思います。

ひとり暮らしの方への対応として、非常時の家族等への連絡方法についてでございますが、先ほどご説明申し上げましたけれども、それぞれ民生委員さん等につきましては、台帳等をつくりまして、その連絡方法等の確認をしております。なお、災害時におきますいわゆる要援護者の関係でありますけれども、現在その対応について種々台帳等の整備を進めているところでありまして、それらの台帳が整いましたら、情報を共有するようなことで考えているところでございます。

次に、認知症の方々への対応で、いわゆる社会全体での地域サポートということでございますけれども、先ほどもご説明申し上げましたけれども、議員がおっしゃるように、地域全体で理解し支えていく仕組みが大切でございます。それらに向けてどのような啓発活動や理解活動をしていくかという中では、小学校で認知症についての勉強をするというのも大変大切なことだなというふうに考えておりまして、今後、小学校だけではなく、幼稚園等や、また各地区のところに出向いていきまして、それらの啓発活動を展開していければというふうに考えているところであります。

次に、健康づくりのための器具でありますけれども、ご提案いただいた件につきまして、先ほど申し上げましたけれども、どのような器具が設置できるか研究をさせていただきたい

と思います。

次に、新型インフルエンザの関係でございますけれども、風評被害についてでございます。おっしゃるとおりでありまして、情報提供につきましては、きちんとした情報を提供することと、さらには、いわゆる社会的弱者の方々に対する情報の提供についても、適切な情報が提供できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（今泉文克君） 次に、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番議員、木原秀男でございます。

恒例に従って、質問させていただきます。

私は、防災に強い町づくりについてでございますが、昔から「備えあれば憂いなし」という言葉がございます。また「災害は忘れたころにやってくる」とも言われております。あるいは、日本人の特質としては、「のど元過ぎれば熱さを忘れる」とも言われております。とにかく、我が国のみならず、世界のほとんどの国の人もそうですが、防災という言葉は、日常生活の上では重大な関心事とはなっていないということは事実であります。

9月1日は防災の日でもありましたが、ちょうどことは防災の日は初日が日曜日であり、衆議院議員選挙の投票日、開票日にぶつかっていたために、多くの防災行事が中止、あるいは日程変更を余儀なくされたところでございます。我が町においても、9月13日に模擬火災訓練が前山公園のさかい集会所中心に行われております。常に忘れてならないことは、いつ発生するかわからない自然災害の発生に備えるということであります。

近年、地球温暖化の現象により、自然災害の発生が世界各地で発生しております。ことしに入っても、日本では自然災害が発生しております。議会当初の町長の説明のあいさつの中でもありましたとおり、8月10日、近畿地方に発生した台風9号の接近に伴う局地的な集中豪雨が降り、兵庫県佐用町では、あるいは岡山県美作市においては、行方不明者18人、死者13人を出しております。しかも、数時間続いた長い雨が、午後9時30分ごろの夜間になりまして、ゲリラ的な集中豪雨に変わり、河川の増水や土砂災害、あるいは土石流が相次いで発生し、この集中豪雨のために停電になり、暗やみの中をさまよい、避難場所に行く途中に、災害弱者、いわゆる高齢者や身体障害者、あるいは聴覚障害者の方々が、側溝にはまったり川に流されたりと、多くの犠牲者を出しております。

今では災害弱者とは呼ばないで、先ほど今泉課長の答弁にもありましたように、要援護者と呼ぶそうですが、ここで質問いたしますが、町の人口が集中する東北線から西側の町内に町人口の約7割が集中しております。もし万が一夜間の時間帯に集中豪雨や家屋の倒壊的な自然災害が発生した場合、避難場所は第一小学校になります。避難の拠点であります第一小学校の校庭には、夜間の照明がございません。旭町の公民館グラウンドにはあります。もちろん鳥見山にもございますけれども、まず人口集中しているこの線路の西側に、災害の拠点である第一小学校に夜間照明がないということは、どのようなことなのか。必要ではないでしょうか、質問申し上げます。

2つ目に、例えば第一小学校の校庭に集中豪雨、ゲリラ的な大雨が降った場合には非常に水はけが悪い。特に南側の校庭部分が、体育館の新築以降、非常に排水が悪いということをご承知のとおりかと思えます。原因は、体育館新築時の資材置き場や重い車両が出入りしたために、校庭地下の自然排水路が詰まってしまったのではないかと思います。緊急避難勧告があった場合は、この冠水になったような状態の校庭では、災害弱者と言われる方々たちがどのように動くのか、非常に心配があるところでございます。照明設備とともに、校庭の南側に暗渠排水の設備がぜひ必要と思われるので、質問申し上げます。

それから、要災害援護者に対して、緊急避難指示 命令ではなく指示というふうな言葉を今使っているそうですが、緊急避難あるいは緊急勧告が出た場合、聴覚障害者の方々への伝達方法はどのようなものかお尋ねいたします。

忘れもしませんが、昭和61年8月5日に鏡石の大水害があったわけですが、昭和16年以来45年ぶりなそうでございます。住民に、避難命令という言葉ですが、出たのは、それが初めてだというふうなことでございます。広報かがみいしからの抜粋ですが、折からの台風10号の崩れで温帯低気圧が発生し、記録的な豪雨が降って、主に成田、河原地区ですが、冠水したと。阿武隈川の堤防が決壊し、冠水したというふうな記事であります。床上浸水29棟、床下浸水48棟、もちろん成田簡易水道も全面ストップというふうなことでございます。被害額は4億円超と記載されておりました。このときの避難命令は午前8時50分ころでしたから、長田町長によって発令されております。たまたま日中の避難命令でありましたから、気分的にも非常に余裕があり、落ちついて避難したというふうな記事もございました。

避難指示勧告はタイミングが非常に難しい。こういうふうな指示が出た場合に、要災害援護者、特に聴覚、耳の悪い方々には、やみくもに飛び出してしまうと第二次災害を起こす危険がございます。想定する時代でございますから、想定外ではないということですので、聴覚障害者の方々にはどのような方法で伝達するのか、確認しておきたいと思えます。

それから、 の耐震補強の進捗状況はどのようになっているかということですが、町の一般家屋の耐震補強の件でございます。公共設備、特に小学校、中学校の耐震補強の件

に関しましては十分説明をいただいておりますので、ここでは一般住宅の件に関してご質問申し上げます。

日本は、地震大国と言われ、2,000力以上の活断層があると言われております。日本の国土面積は世界の陸地の0.25%なのですが、世界の地震、マグニチュード6以上の地震がありましたらば、2割が倒壊すると、このような状況でございます。しかも全国の一般住宅の5戸に1戸は倒壊の可能性があるというふうに言われております。阪神大震災では3,643人の犠牲者が亡くなっておりますが、原因といたしましては、家屋の倒壊による窒息死や圧迫死がほとんどだと言われております。地震から命を守るためには、一般住宅の耐震化も必要ではないかと思うわけでございます。我が町の一般住宅の耐震補強率、進捗率はどのようなものかお尋ねするものでございます。

それから、もう一つ、ちょっと一つつけ加えておきたいんですが、一般質問の通告を終わりましたして、ちょっと第一小学校の校庭のガラスをソフトボールの試合において割ってしまったというふうなことがございまして、2回目のガラスの被害なんですが、やはりあそこには体育館をつくったときに防球ネットというんですか、そういうふうなものが必要ではないかと思っております。子供が体格的に大きくなりまして、あの辺に飛ばす、体育館に当てる子供も出てきております。今後の体育館のガラス対策として、ひとつ防球ネットを切に要望したいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、佐藤節雄君。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 8番、木原議員の質問の 番の第一小学校校庭の暗渠排水が必要ではないかということでございますけれども、ご指摘ありました第一小学校校庭の箇所については、体育館新築の際に工事車両、それから資材置き場となった箇所でありますけれども、旧体育館に比べて新しい体育館が2倍の建築面積となりまして、校庭全体の雨水排水の位置が東から西のほうに移動した箇所があることから、雨上がり後、軟弱な場所となるものと思っております。現在、学校の聞き取りの結果、大きな支障を来すまでにはなっていないことから、軟弱な場所に砂を入れるなどして改善を図り、状況を確認し、その後の対応を検討していきたいと考えております。

最後にありました防球ネットでございますけれども、子供の安全などを検討して、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、まず、1の防災に強い町づくりについて、防災避難所の本拠地である鏡石第一小学校校庭に照明設備は必要ではないかというふうなことでございます。ただいま質問にありましたとおり、JR東北線の西側に人口が集中していることは承知しておりますが、今のところ常設した夜間照明施設の設置計画はございません。もし災害時、夜間に災害が発生した場合の対応でございますけれども、そちらにつきましては、今現在備蓄倉庫に保管の投光器、並びにレンタル等の仮設の移動式照明により対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、の災害弱者に対し、緊急避難命令、いわゆる避難勧告 避難指示になると思いますが、出た場合の配慮はどのようなものかというふうなことでございます。さらに、聴覚障害者への伝達方法を伺いたいというふうなご質問でございますが、こちらにつきましては、地元の民生委員と協力しての伝達を考えてございます。また、いわゆる聴覚障害者含めての災害弱者の対応に対しましては、年度内に避難支援プランの全体計画を策定することになっておりまして、災害時要援護者の自助、地域の共助を基本に支援体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

次に、の建築物の耐震基準についての進捗状況でございますが、こちらにつきましては、昭和56年の建築基準法改正によりまして、それ以降の住宅につきましては耐震性能があるとされてございます。本町におきましては、昭和56年以降の住宅が木造で2,294軒、非木造で274軒となっており、全体で耐震化率は68.43%となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君の再質問を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

1番のナイター設備の件ですけれども、やはり投光器等では間に合わないのではないかと、思うんです、一時しのぎでしょうけれども。例えば何日避難しているかわからない、それで投光器。そういうふうな、例えば災害弱者、要災害援護者に対しても、その辺のことは考えていただいて、どこの全国小学校においても役所などにおいても、そういうふうな設備は整っているということなんです。ないということは、それで間に合わせるということは、予算の関係もあるでしょうけれども、その辺ののかなというふうな気がします。そこを説明願ひます。

それから、町の地域防災計画についてですけれども、計画は毎年、こういうふうな計画があると、思いますけれども、見直ししているのか。しかし、必要に応じて見直すのか。マニユ

アル的なものは非常に役に立たないというふうによく言われておりますけれども、大変やっぱりこういうふうな計画は毎年見直しが必要だというふうに思われます。そしてさらに大事なことは、それに沿った訓練、教育がなされているかということで、常にチェックしなければならぬと私は思っております。

それから、もう一つ質問いたしますが、災害に対しまして、災害弱者と言われる要災害援護者に対するの伝達方法ですけれども、今検討中だというふうに答弁がありました。今までは防災無線の活用、しかしこういうふうな方々には聞こえないのではないかと思われます。またファクスでも、やはり停電したら使えないというふうなこともございますので、やはりこの辺は十分早急に検討されるように要望いたしておきます。

それから、3つ目ですけれども、A E D、心肺蘇生器ですね。これは前も私は質問したはずなんですけれども、そしてこれは町職員の方々が何人その後講習を受けて、受講して、そういうふうな資格を取っているかということをお尋ねしたいということです。災害時には、町民の1人として、行政マンも町民の生命を守るために活躍しなければならないはずでございますので、その辺を十分に認識していただいて、A E Dの講習は何人受けたか、よろしく説明願います。

以上で再質問を終わります。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目の第一小学校のナイター設備でございますけれども、ご懸念されておりますとおり、投光器またはレンタルの一時しのぎでは、長期間の災害の場合には間に合わないのではないかとこのことでの危惧かと思っております。おっしゃるとおりだとは思いますが、町の設備のいわゆる資本投資につきましては、町の財政計画の中で、全体計画の中で進めていかなければならない問題でもあります。人命にかかわる問題でもございますけれども、そちらについては、十分調整しながら検討してまいらなければならないというふうに承知してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の地域防災計画についてのご質問でございますが、地域防災計画につきましては、ただいま質問ありましたとおり、ご承知のとおりでありますけれども、いわゆる計画の修正については、地域防災計画は毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正しなければならないというようなことございまして、検討を加えながら、いわゆる大きく変更になる場合には修正を加えていくというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

なお、地域防災計画に基づく訓練並びに教育というふうなことでございますが、本年の決算審査の中でもご報告させていただきましたけれども、昨年は県中総合防災訓練ということで訓練も実施してございます。また、今月は町消防団主催によりますいわゆる模擬火災訓練というふうな形で、地域の皆さんも参加していただきながらの訓練、教育も行ってきてございますので、そちらの中で、いわゆる未然に防ぐ、また自主防災組織の育成というふうなことも考えながら進めていっているところでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

3点目の災害弱者、いわゆる災害時の要援護者対策というふうなことでございますが、こちらは先ほどご答弁申し上げましたとおり、今年度中に県においてマニュアルが作成されておりますので、そちらに基づいた中で今検討を加えているところでもございますので、先ほどありましたとおり、聴覚障害者に当たってのいわゆる救援活動等につきましても加えていきたいというふうに考えてございます。

最後の質問のありましたA E Dでございますけれども、こちらにつきましても、本町におきますA E Dにつきましては、決算書の財産の項目にありましたとおり、6カ所でございます。それから、教育施設の中では学校にもすべて配置してございまして、そちらの中での活用というふうなことでありますが、こちらは導入時に職員に対する研修、それから消防団、それから商工会等団体におきますA E Dの取り扱い講習も行っております。職員の把握につきましては、全体で8割程度、人数は正確に把握しておりませんので8割程度と回答させていただきますが、8割程度の職員はこちらの使用の講習は済んでいるというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 1つ、通告書にはないんですけども、体育館の防球ネット。例えば、本当にまたガラスを割ったりするとすれば非常に申しわけないと思うんです。ですから、そんな大それた金額の設備じゃなくても、例えば5万、10万ぐらいでできる要素があるんです。そういうふうなものはできないものかどうかということなんだが。検討するのはいいんだけども、検討していただいてもいつ返答が来るかもわからない。やはり、そういうふうなものは、訂正できるものは即ち訂正して、私はやっぱりそういうふうなものは即やるのが行政じゃないかなと思うんです。その後、例えばガラスを割った、何を割った、何十万もかかるといったらば、もうこれで2回目だから。また来年も出ますね。そうした場合はだれが弁償するんですか。町で弁償してくれればいいですけども、その辺をちょっと懇切丁寧に説明

してください。

再々質問いたします。

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時10分

開議 午前11時10分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、木原秀男議員のただいまの質問につきましては、当初、要望ということで来ております。よって、再々質問に対する答弁は削除いたします。

8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

柳 沼 俊 行 君

議長（今泉文克君） 次に、6番、柳沼俊行君の一般質問の発言を許します。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） それでは、本日3人目の質問をさせていただきます。

第1に、境土地区画整理組合の保留地の状況、今後の町の支援策について。2番目に、駅東土地区画整理事業の現状について。そして3点目は、農業の振興策についてということで、この中で細分に若干現状と今後の対応をお願いしたいなと思っております。

今の根本君、あるいは木原さんの質問の中で、やはりこういう社会環境というんですか、住環境ですか、これはかなりやはり重要だなと、あるいは大切な施策だなと思いながらいました。特に先ほど町長の答弁の中で、本当に若い方々を住ませる町づくり、これに努力しているということについては、本当に同感であり、またその姿が見える状況も感じております。

この境土地区画組合の現状ということで、19年11月に議会のほうに、ぜひ町のほうに支援してほしいということで、今回20年度決算においてそれらが執行された状況が見えました。やはりこの現状を私たちはしっかりと受けとめ、今後やはり境土地区画整理組合が順調に計画どおり進むことを願うところであります。その中で、町よりの事業費の助成交付があり、組合の事業進展に寄与されているものと思うが、現状を伺いたい。また、今後の事業費助成とあわせて、技術的な支援策はあるのかどうか、伺っておきます。

同じく、境土地区画整理組合の中で、何度かこの保留地の広告が出され、残り何区画ありますからということで募集というんですか、これをし、また売る努力もしてまいったところでありまして。このたび、この内容を見ると、私もこれはちょっと記録はしていなかったんですが、残り7区画という、パンフレットには、かなり売れて残りが7区画ですが、そういう

状態でいたと。次の残り6区画の中では、本当に6区画でかなり大きな金額で残っているということを踏まえ、このたび恐らくこれらの組合員、あるいは理事さんの努力により、大きな金額をなくして11区画、残り総額で約8,100万の土地が分譲され、分割額が軒並み1,000万を下るとような内容でございます。

これによって、この保留地が完売されることを望むわけでございますが、今社会情勢を見ますと、かなりやはりこれには無理がきているなという私の主観でございます。と申しますのは、今までやはり家の近くもこのたび分譲され、かなりスピードが速く販売されております。しかし、やはり若者のニーズが変わってきているなという感じが私はいたしております。この若者を引きつけるやっぱり施策も必要だなと。その中で、やはり商品価値としてそれらを考えていかどうか、伺っておきます。

次に、第2点目でございます。

間もなく農家は収穫の秋を迎えるわけでありまして。今年度は恐らく前年度よりも米価は下がるであろうという今周りのうわさでもあり、また恐らく1万3,000円を下るのかなという感じ、私は農家経営にとっては大変厳しくなるなと思っております。これらの値段は、昭和49年ころの値段であります。

そのころの町の情勢はと申しますと、これは町のデータの中で、町税、交付税、その他もろもろの諸収入を合わせて、約9億の歳入であったんです。それで現在はというと、過日20年の決算を行いました。総額40億。その中で町税は約16億、そして交付税が約10億、そしてこの町税のうち固定資産税が約10億強であります。これは、町を初め、この町民の皆様方の努力のたまものかなと。約34年前、町の財政は9億であったと。そして現在は40億の財政規模を誇っているわけでありまして。このときの人口が、50年代、約1万1,000強の人口、そして現在が1万3,000弱の人口であります。企業が入り町の発展に寄与し、またそういう面でも税収というのが伸びている一面もあるのかなと。

しかし、先ほど申しました、農家にとっては大変厳しい情勢といいますが、事態に入っているわけでありまして。この駅東の一角は、ほぼ農地が占めているわけでありまして。このたび、決算でもこの方向はどうなんだということで質疑がございました。今、土地区画整理審議会の開催状況を伺いたいということで通告はされてありますが、内容はお聞きしました。とりあえず当面というか、今の段階で審議会の開催状況を伺いたいということで、まずは伺っておきます。

農業振興策について、我が町は自立を目指す町づくりであります。農商工の均衡ある発展が不可欠であると考えます。特に農用地の土壌は生命体の源であり、農産品の地産地消が叫ばれております。町内の農用地は、町民の健康の原点だと考えても過言ではないと思っております。町内の農用地の土壌栄養診断に費用も補助していただけるかどうか、補助してほしいと思

って質問したところでございます。

過日、農業新聞にこんな内容が載っていました。食料への積極的投資ということで、総合商社が世界をまたにかけて買いあさるというんですか、買いあさるという言葉はちょっとおかしいですが、自分のテリトリーを広げるという内容であります。そこで特に気になったのが、遺伝子組み換えの大豆を生産するブラジルの大手中間業者、これと提携したと。しかし、この総合商社は、やはり非GM、要するに遺伝子組み換えでないものを輸入したいということで、そのほうにもかなり力を入れるということは、これは一面では、GMの穀物、これが入っている可能性があるのかなと思ってこの新聞を見ました。

やはり、地域の生命体、ましてここの町で子供たちが育つ土壌でありますこの鏡石の土地、これらから生産し、できれば安全で安心な食物を食べさせることが、将来、やはり健全な体に健全な精神が宿るといふ昔の言葉もでございます。その一面からも、これは必要かなと思っております。

また、一面では、農林省は地産地消ということでこれらの推進を図ろうとしております。この地産地消というのは、じゃ、何なんだということで若干時間をいただきたいなど。これは、今検討中という内容であります。要は、子供が農業や農産物に親近感を与える教育力、それは地産地消から来るといふような内容であります。また一面では、先ほど高齢者の話も出ましたが、さらに高齢者を含めて、地元農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃や捨てづくりを防ぐことにもなります。結局、地域の農業を活性化させ、日本型食生活、いや、食文化が守られ、食料自給率を高めることになるということで、地産地消の推進を図るといふ内容もでございます。

そういう観点からも、やはりきれいな土壌から、あるいは栄養のある土壌から農産物を生産するという意味で、これは特につい最近家庭菜園もふえてきております。昨年、あるメーカーの発表だと、半年間にミニ耕運機が6,000台出荷したと。ほかのメーカーもかなりの台数が増産体制に入っているといふような内容でございます。家庭菜園も含めた土壌栄養診断を図り、そしてその栄養のあるものを生産する、そして安全なものを食べる、そういうことも必要かなと思って、こういう質問をしました。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼俊行議員の質問にお答えいたします。

境土地区画整理組合の現状などについてお答えを申し上げます。

境土地区画事業につきましては、事業開始以来20年近くになるわけでございますけれども、

この間、組合方式で事業を進めてまいりましたが、若い人の居住などを通して定住が図られ、町の人口増、あるいは町づくりに大きく寄与してきていることはご案内のとおりでございます。

そうした中において、この区画整理組合の終結が今図られようとしておりますけれども、保留地の未処分あるいは債務の返済などについて、今いろいろと進められているところでございます。昨年5月に債権者と特定調停が結ばれました。この返済計画にあわせて換地処分業務が行われておりました。収入源の一つでありました保留地販売実績がございませんでしたので、本年8月をもちまして、債権者への返済が履行されない状態となっております。現在、組合が委託しました弁護士とコンサルタント会社が、債権者と今後の方策について協議をしたところでございます。

町といたしましては、今後の動向を注視しつつ、支援策について検討していきたいと考えております。また、技術的支援につきましても、同様に考えておるところでございます。

次に、の組合として保留地の早期販売などについてのお尋ねでございます。

昨年6月から順次、白河、郡山市までの不動産業社、約300社に対して組合がチラシを配布並びに送付いたしまして、販売に努めてまいりました。しかしながら、折からの景気の不況によりまして、今のところ購入者がなく、まだ11区画残っております。組合といたしましては、何とかこうした状況を打開すべく、本年の総会において仮換地の入れかえを行うと同時に、区画の分割によりまして1区画の面積を縮小して、若い世代でも購入できるような保留地構成とすることで保留地販売処分に努めておるところでございます。

町といたしましては、こうした方策等につきまして、適宜、技術的な助言と必要な指導等を行ってきており、今後も換地処分等を含めて技術的な支援をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（今泉文克君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

都市建設課長（圓谷信行君） 6番議員の質問にご答弁いたします。

大きな2番の駅東第1土地区画整理事業の現況についてでございますが、そのうちの区画整理審議委員の開催状況についてのお尋ねでございますが、駅東第1土地区画整理事業につきましては、平成17年度から事業計画の見直しを始めてまいりました。ようやくことになりまして、事業計画及び仮換地の下協議案がご提示できるようになりました。そうしたことから、この事業に係る土地区画整理審議会につきましては、前回の委員の任期でございますが、18年に終了してございましたため、審議会はいまだ開催しておりませんが、全般の

事業の推進状況により、審議会に諮問する案件が出てまいりました。先ほどの下協議が調ったことによりまして、審議会の諮問する案件が出てまいりました。これに伴いまして、現在、審議委員会を10月に開催する予定になっております。しかし、委員の選出につきましては、法的な手続ということをとっておりますので時間がかかってございますので、10月予定というふうになってございます。

以上、答弁といたします。よろしくどうぞお願いします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、3番の農業の振興策についての で、町内の農用地の土壤栄養診断の費用の補助をすべきと考えるがについてご答弁をさせていただきます。

本町の発展には、ご質問のとおり、農商工の均衡ある発展が必要であり、今後もこれらの実現に向け、産業の振興に努めてまいりたいと考えております。ご質問の農用地の土壤栄養診断であります、費用といたしましては、項目によって異なりますが、約1,700円から2,000円程度かかるそうです。現在は農協で無料による診断を実施しております。対象は、組合員で農協へ出荷している方となっておりますが、無料で実施しているため、希望者が多い状況でもあります。そのため、診断の結果が出るまで約5カ月ほどかかってしまい、各農家が個人負担で実施している状況もございます。さらに、他の市町村で土壤診断に補助をしているところは現在ございませんで、なるべく、今後農協の事業を利用させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の再質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） まず、第1点、境についてであります。今の話ですべてかなと思っておりますが、私は議員でございますので一方的な話になるかもしれません。しかし、やはりここで今のうちに何らかの対策を講ずるべきかなと思いつつ質問をいたします。

19年12月に私たちにこの資料が配付されました。その中で、当然計画を見、そして議決に至ったわけであります。その中で、特にことしがワンポイント、要するに21年6月が一番のポイントになるなと思いました。保留地が当初私たちが見たとき1億1,000万ぐらいあったんですが、現在8,100万、順調でないなど。そして、この債権残に対する支出がピークを迎えるなと思っていたわけであります。

恐らくこの専門家も、一般の方々、また組合員は当然でしょうし、また理事者の方も、恐らくいい案、あるいはアイデアというのはなかなか出ない。ただ提案と申しましても、こういうやり方もあったんじゃないのかなという部分、要するにこの保留地を一時棚上げすると。

これは債権者の理解、あと許可団体の承認が必要であります。要するに、保留地のみを1回別会社に移すと。それは大変難しい作業かもしれません。

しかし、そこで1回移動しまして、移動した会社の役員なりがある程度出資するなり一時立てかえで出してもらって、そしてそのお金をこの中に当てれば、この保留地の分はこの内容だと入ってくるわけです。賦課金は20年度決算、町は負担しました。ということは、この計画どおりいっているのかなと。そして、手元、役員、これらを踏まえすと、町も助成入れていますので、ここでその債権者に理解できるような方向になる可能性もあるんじゃないかなと。そして、まず換地処分してやる。

若い方々がやはり安心して住める町、要するに、境土地区画整理組合に入ったというんですか、要するに保留地以外の方々、あの方々も年々高齢化している方もおります、もう既に亡くなった方もおります。やはり、このある程度の権利を個人に戻してやる、そういう一面もやはり頭に置かなければならないと私は思うんです。

だから、保留地イコール売りたい、しかしなかなかこういう時代であるから来ない。その中にアイデアとして、その課題を、要するに境土地区画整理組合という課題をまず1回外すという作業に着手すべきではないかな。そして、しっかりと各個人の義務、権利を果たしてもらって、まず自分の地を確定してもらおうということが大事かなと。これは大変厳しい提案かもしれません。しかし、1億弱のこの保留地を抱えるのであれば、不可能ではないのではないかな、私はそう思います。この計画を見るとその程度の金額でございますので、それは何らかの手法で可能ではないかなと思っております。そんな一面から、そういう提案をさせていただきます。

あと、この保留地の販売方法であります、それらを含めて、町づくりにとって住民の力というのはすごく大事である、大切であると。あるいは協力をお願いしてという意味で、境土地区画内の方々に町づくりの提案をしてもらって、そして自分たちの住む地区は、どうすればほかの地に誇れるような町になるか、そういうことを提案してもらうのも一つの方法だし、また先ほどちょっと農業の問題でも話しましたが、今家庭菜園がすごくブームになっております。そんな中で、家庭菜園つき、つきといいましても、保留地を買った方ばかりではなくて、あの一帯の方々がどこか農地を借り受けて家庭菜園づくりに励んでもらうとかという形で、保留地のおまけではないですが、そういうことも近くでできますよみたいなのも一つの提案かなと。

これは、けさ農業委員会からお願い文書が入りました。農地法も変わり、かなり難しい時期に入るかもしれませんが、行政がそういうことで提案すれば可能な部分もあるのかなと思って提案しておきます。あとは、やはりこの保留地は、ぜひ、鏡石には高速道路、4号線、そしてJRが通っております。その通る方々に提案、あるいは見ていただく、そういうよう

な看板づくりも行政として支援してもいいのではないかな。

不動産会社は、自分たちが持っているので精いっぱい、ほかのものを売るといような状況ではないんです。だから、不動産会社が300社あっても、それこそダイレクトメールで効果があるパーセントでも私は低いと思うんです。だから、やはり不動産会社ばかりに、これも一つの方法だと思いますが、プラス行政としてもこういう面で有効活用して、この道路、あるいはJR、そういう方々、お客さんというんですか、そういう方々に見えるような環境づくりをする。ほかの不動産売買になると、入り口に大体事務所があって、そこですぐ交渉できるような場所がいっぱいあるんです。やっぱりあそこにはそれがないんです。そして、4号線にもそういう看板がないと。そういうことを考えると、やっぱりそういうことも必要なかなと思っております。ぜひ、不可能な提案かもしれませんが、一層の検討をいただきたいなと思っております。

駅東についてであります。

駅東は今の話でいくと、順番的に、要するに審議会がこれから開かれるということは、イコールまだ換地処分計画が承認されていないから。例えばあそこ、昨年用途変更になりました。本年の2月27日に告示されました。要するに、あの一帯、町長名で2月27日に告示され、そして用途が変わりました。そして、今後あそこは形として一部が準工になった。しかし、それは即イコール売れるわけではありません、また交渉に入れるわけありません。あくまでもこの土地区画整理審議会に諮って、そしてその決定を見て初めてそれらの交渉ができるということだと私は思うんです。一面では工事が始められるということですね。

だから、やっぱり一日も早く審議会を開催してほしいなと願う次第であります。農家にとっては、これは持っているのはいいんですけれども、この間決算でもありました。これはもしかして何も進まない場合には相続税の問題が出てくると、時がたてば。それは担当者のほうでは大分努力しているようではありますが、これは法律でございますので大変難しい。その中で、本当に私も実はそういうことでやりましたが、この評価が高いということは本当に逃げたくなるときもありました。やはり事業進展を図るようなことで進んでいるようございますので、より一層の事業着手に向かって進んでいただきたいなと思います。

あと、この農用地に対する土壌診断、これについては、先ほど答弁がありました。確かにJAで無料で行っております、1,000円から1,700円。一部肥料予想検定なんか含めると、肥料メーカー等でもやっています。これは、そこまでやると肥料メーカーは1万だけれども、系統を通すと大体1万8,000円ぐらいになるようであります。

それで、ほかの自治体ではやった形跡がないということではありますが、やはりあるんです、全国的に。特に、つい最近はこの環境の問題があって、やはり環境に優しいというのは、その栄養診断することによって無駄な肥料を投入しないということになるようであります。そ

それはすべて全体的に国家的に考えると、物すごい環境に対する配慮になるようであります。

そういうことを踏まえますと、やはり土壌診断をして作物をつくるという意識というんですか、モラルの向上というんですか、啓発というんですか、そういうことは我が町にとってはすごくいいことで、こんな安全な場所ですよ、こういう栄養豊かな場所ですよ。歴史を見ますと、大体集積地という場所は発展し、そして今も継続的に発展していると私は見る次第です。そのいい例が何とか平野、この近辺では関東平野、仙台平野、あるいは近畿、いずれも大体集積地。というのは、昔はそこに住めば、その地でとれたもので生きられるということだったのではないかな。それは、土壌が肥えていた。だから人が集まり産業が発展し、今のこの都市があるのかなと思っております。

やはり、土地が肥える、土壌が肥える、これは財政も同じだと思えます。財政が豊かであれば、多分私たちがいろいろお願いすると、即町長は検討します、すぐするわというような形になるのかなと。やはり、すべてがつながるという意味で、一面でやはり本当に微々たるものかもしれませんが、そういうことをやってほしいなと願うところでございますが、その辺の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 6番、柳沼俊行議員の再質問にお答えをいたします。

境土地区画整理組合の件についての質問についてお答えを申し上げます。

先ほども答弁いたしましたけれども、現在、特定調停に基づいて債権者と組合のほうで協議をしまいいりました。町は、区画整理組合と直接かかわっているというようなことではございませんけれども、今まで技術的な、あるいは事務的な支援もしてまいりましたので、側面的からこの特定調停を通して組合と一緒に考えてきたところでございます。

そういう中で、11区画の保留地処分が全部完売されれば、この特定調停も速やかに終了するわけでございましたけれども、先ほどお話ししましたように、まだ売れていないという状況で、この保留地処分と組合員の方々に対する賦課金、この2つから精算するという形になっております。賦課金については、九十数%がもう既に集まっておりますので、賦課金の計画は問題なく今のところ経営をしております。

ただ、問題なのは保留地処分、いわゆる1億何がしか、またこれ下げまして今やっているところでございますが、お尋ねのこの保留地を別会社に移動、そして棚上げをするというようなことの質問だと思いますけれども、別会社、それから第三者が保留地を全部買っていただければ、処分したということになりますからこれで解決するわけでありましたが、なかなかそういったことも非常に難しい。昨年の9月以来のアメリカのリーマン・ブラザーズの不況

以来、日本経済は大変落ち込んでおりますから、不動産会社もどんどんつぶれてきているような状況で、そういった策もなかなか難しい。

したがって、この保留地をやはり今のままのあるところの保留地ではなかなか難しいんだらうと。ですから、売れるような保留地に、組合員あるいは役員の方々が持っているところと交換して、先ほど答弁しましたように、区画をもう少し小さくして、若い人でも購入できるような単価をもう少し考えていただく。そして、トータル的に11区画を全部換地処分をして、本来の権利を発生させるというのがこの事業の終結であります。

今、組合と弁護士等ともお話ししておりますけれども、いずれにしても、8月で債務履行ができておりませんので、この問題をどうするかということが、組合と弁護士のほうで今債務者のほうにいろいろと働きかけをしているということでございます。そういうことでありますので、町は、保留地が何とか処分できるように、これからも一生懸命組合に支援をしていきたいと思っております。

また、区画にある境区の人たちに町づくりを提案してもらおうということのお話でございますが、これは非常にいいことだと思っておりますので、そういったことを区を通して働きかけて今後いきたいと思っております。

それから、JR高速の方々に向けて看板ということでございますが、町はもう既に組合に直接2,000万ほど支出しておりますので、これ以上直接的な、町が看板を立てて支援するということは今のところ考えておりませんけれども、区画整理組合のほうでそういったことを考えていただければ早く処分できるかもわかりませんので、そういったことをつないでいきたいなと考えているところでございます。

いずれにしても、早く終結して、この区画整理組合が円満に解決できるように、今後とも組合を通して町がかかわっていきたいと考えているところでございます。

それから、駅東土地区画整理事業についてでございますが、先ほど課長が答弁いたしましたように、現在、土地区画整理審議委員が欠員になっております。これは、平成18年に委員の任期が終了いたしまして、その後、この事業、いろいろと県と町、それからいろいろな方々の意見、議会の意見を聞きながら見直しをかけてまいりました。先ほどの境土地区画整理組合と違うのは、この駅東土地区画整理事業は町が直接施行しておりますから、いわゆる組合を通してということではなくて、町が責任を持ってこれをやらなければならない。したがって、町の財政が伴うということが大前提でございますので、むやみにこの事業を拡大して、そして町の財政を危機に陥れることはできないということで、今まで皆様方と色々な場で論じて今日に至っているということでございます。

ただ、この用途区域が、県のほうと協議いたしまして、我々が望んだような形で決着いたしましたので、これを最終的に区画整理審議会のほうに諮って、この換地処分を新たに仮換

地を承認していただくというようなことに手続上なるわけであります。したがって、先ほど課長が答弁したように、10月ごろ開催に向けて審議会を開かなければならない。そのためには、審議委員を任命しなければならないということにもなっておりますので、組合員、地権者の皆さん方の協力を得て区画整理審議委員委嘱をいたすべく努力していきたい、このように考えているところでございます。

いろいろとこの事業については大変な財政負担が伴うということで、そういったことをにらみ合わせながら、無理のない計画で進めなくてはならないというのが大前提だと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

私からは以上といたします。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 6番議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

私のほうからは、土壌診断の補助の実施をすべきではないかということについてご答弁をさせていただきます。

農業は、土づくりが基本でありますので、現状を診断することは大変重要なことだというふうに考えております。また、土壌診断をすることで、先ほどご質問にもありましたが、無駄を省いたり、環境へも配慮されるということも大変重要なことだというふうに思います。土づくりをすることで、化学肥料や化学農薬を使わなくて済むとか、そういうものが減ることで、安全で安心な農産物が消費者の手に届くということにもつながっていきますので、また環境への負荷も当然軽減されるということもございますから、土壌診断をすることでいろいろなところにいい影響を及ぼすというふうなことで理解はしますけれども、当然費用も発生します。財政負担のこともございますので、補助の実施についてはなかなか難しいのかなというふうに思います。

ただ、先ほどご質問にもございましたとおり、こういうふうがいい内容でございますから、啓発については積極的に力を入れてやっていきたいというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の再々質問の発言を許します。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） なかなか土壌栄養診断には支援はできないという内容に聞こえます。確かにすべての農地に対してじゃなくて、年間計画で何百件でもいいですよ、そういう形で何年か継続する。そしてそれらが結果がわかれば、自分なりに計算する方々も出てくるのかなと思います。そんな意味合いで、ぜひ検討いただきたいなと思います。

これ、実際のところを言うと、これだけではないんですね。本当に安心ならば、残留農薬なんかもあります、これは三、四万かかるわけです。ただ当面、土壌診断、経費削減、要するにお金がないということなんです、実際のところ、農業関係総務費1億5,100万ぐらいですか。そのうち1億2,000万が成田のほ場整備。そして、実質農業、米あるいは野菜関係を見ますと、大体2,200万なんですよね。だから、確かに税務課から言わせると、農家から上がる税金は300万そこそこだ。先ほど話しましたが、固定資産税はやはりこれはかなりの金額になるのかなと。だから、農業に対する投資が投資効果がないというような見方で私は話しているのかなという感じもしますが、やはり家庭菜園もふえてきている、だから家庭菜園の方々にも1件幾らで同じく町民であれば補助していけば、全体的に健康な土壌になるかもしれないし、実質全部今健康な土壌かもしれない。1回、そういうことで政策を行うのも一つの方法かなと思います。その点、伺っておきます。

あと、本当を言うと、土地区画整理事業については、あえて余計なことは申しませんが、確かに3次総合計画の中で町は支援をするという内容でした。まさか財政支援までは私はその当時は予定していなかったのかなと思います。そして、土地区画整理組合は、行政とは何ら関係のない組織であります。その点から言うと、本当によく町も、あるいは町民の方々も理解しているなというような、今思うと感じるところがございます。いい方向に一日も早く向かうことを願う次第でございます。

駅東については、十分にわかるんですが、要はこの審議会が開かれなければ、開催しなければ、町が昨年県にお願いして許可を受けた用途変更というものの行政効果というんですか、それがあらわれないと。だから一日も早い審議会の開催を望むところであります。

2つについては、単なる意見といたします。じゃ、それをよろしく申し上げます。
議長（今泉文克君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 6番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

土壌診断の補助について、実施してほしいというような内容でございますが、町全体の農家、さらには家庭菜園等も含めると、相当数の数になるのかなということでございますので、財政等と補助について検討させていただきたいと思いますが、一方では、鏡石町の農業が農家所得では県内1位、2位というような、県内では積極的な農業を展開している実績もございます。

さらには、積極的に農家をやっている方で、自分で土壌診断をされて、自信を持っておいしいものを売っている農家の方もいますので、農業を産業として考えていらっしゃる農家の

皆さんには前向きに、自分でつくったおいしくて安全なものを提供するというのを、補助とか別に、内外に、自分のところではこういうふうなおいしいものを、安全なものをつくっているからというふうな、前向きな姿勢で農業に取り組んでいただけるようにもしていただきたいというふうに思っております。

さらには、先ほども申し上げましたが、土壌診断は非常に大切なことですので、啓発についても積極的にこれから力を入れたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（今泉文克君） 6番、柳沼俊行君の一般質問はこれまでとします。

6番、柳沼俊行君の一般質問が終わりましたので、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

円 谷 寛 君

議長（今泉文克君） 次に、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 本定例会の一般質問最後を務めさせていただきます13番議員の円谷寛でございます。

2009年8月30日、この日は日本の現代史に残る記念すべき日になったわけでありまして。1945年8月15日、日本が敗戦で迎えた第二次世界大戦の終わった日が、日本の一番長い日というふうに後日呼ばれるようになったわけでございますけれども、今回の8月30日を早速文芸春秋は、10月号のドキュメント8.30という特集記事の大きな見出しに、戦後日本の一番長い日というふうに命名したわけでありまして。私もまた、そのくらい強い衝撃を内外に与える大きな出来事が今回の政権交代ではなかったのかというふうに思います。

手前みそになりますけれども、私も昭和40年7月に行われた参議院議員選挙、このとき初めて社会党の候補者村田秀三さんを一生懸命応援して以来、この鏡石の地で常に社会党の選挙を戦ってまいりました。この昭和40年7月は、最初に面川進平さんという当時町会議員をされていた先輩がいたわけですが、その人がこの地域の中心的な社会党の選挙の責任者でございました。その面川さんの自宅にお伺いして選挙の協力を申し出て、その後ほとんどすべての社会党の選挙を戦ってきたわけでございます。労働者や農民を軽視しながら、政

官財癒着、アメリカ追随、しかも金権腐敗というこの自民党政治を何とか終わらせようと、一生懸命戦ってきたつもりでございます。

それが、1993年の細川連立政権ができたとき、大変喜んだわけではございましたが、細川さんの佐川急便事件との関連で予算委員会が1カ月も空転し続け、とうとう細川政権は破綻したわけでございます。

その後がまに羽田孜、長野県出身のこの人は、小沢さんや渡部恒三さんなどと一緒に竹下七奉行などと呼ばれた人でございます。この羽田政権が戦後一番短かった政権というふうに言われているわけでございます。なぜそうなったか。これは、小沢一郎という政治家の大きな責任なわけでございます。小沢一郎さんは、政権発足直後、羽田政権が成立した直後に、当時8会派でつくられていた与党の中で最大の議席を持っていた社会党を排除して、院内会派「改新」という会派を届けたわけでございます。さすがこれには当時の社会党委員長村山富市が激高いたしまして、その会派届け出に抗議して連立から離脱したわけでございます。まさに壊し屋小沢一郎の面目躍如だったわけでございます。今でも羽田孜と小沢一郎の仲は回復していないんじゃないかと思われるくらい、この事件が後々尾を引いているわけでございます。

今回の選挙に見られるように、この小沢一郎という男は、大変選挙が上手でございます。この才能は日本一ではないかと思われるように、今回の選挙でも面目躍如であったわけでございますけれども、この彼の悪い癖がこれから出ないかどうか、これがこの政権の命運を決めるような気がしてなりません。

その点、鳩山氏周辺からは、非常に慎重な発言が聞こえてくることは、大変いいことではないかというふうに思うんです。例えば、喜んで浮かれているときではない、こういう発言が幹部の間から繰り返し聞かれました。これは当然でございます。議席的には大変たくさんを取っているんですけども、一方中身に入ってみますと、そんなに有頂天になっていられる数字ではないんです。議席では221対64というと、何と倍数にすれば3.45倍ですが、小選挙区で得る得票でいけば、これは自民党が38.6%、民主党が47.4%ですから、その差は何と8.7%しかないんです。これは小選挙区制のまさにトリックでございます。このトリックがこれだけの議席をもたらしているということを謙虚に考えていかないと、思い上がったことをやると、途端にこの政権は行き詰まるというふうに思います。施策があれば、数十%台で支持率などというものは動くわけですから、たった8.7%しか差がないんだと、このことを常に肝に銘じながら、やっぱり国民本位の政権を謙虚に進める、そういうこと以外にこの政権の延命というものはないんじゃないかというふうに思うんです。

政権交代を期待して民主党を応援してきた私でもございますけれども、しかしこの党の政策の多くには期待する反面、幾つかの心配がございます。期待する政策では、子ども手当、

何とか少子化を食い止めようとする子ども手当支援とか、今非常に農業が崩壊の危機に瀕している中で、農家の戸別所得補償などはぜひ実現をしてもらいたい政策ではございますけれども、この画期的な政策には多くの批判のあることも事実でございます。

しかし、よく考えてみれば、これはやはり我々自身が前々から言われていますように、日本の常識は世界の非常識というふうな、そういう日本の常識に毒されている考えが、この民主党の画期的な政策に批判、なかなかついていけないという思いになっているんじゃないかと思うんです。

しかしこういう、例えば一つの政策をとれば、子ども手当などはフランスなどはとくに2万円ずつの子ども手当を実施する中で、出生率を大幅に改善してきている、そのほかの政策もございますけれども、それだけではないんですけれども、そういうことがございますし、それから、農家の戸別所得補償なんてのも、ヨーロッパではもう常識になっているんです。そして、この貿易自由化の流れの中で、発展途上国の農産物輸入を絶対的に阻止することはできないんですね、貿易で利益を上げている先進国が、そういうものを買いませんというわけにいかない。その結果、やはり農家の所得補償をしないと、自給率はどんどん下がっていくばかりだ。こういうことの中で、ヨーロッパなどでは戸別補償は常識化されているわけございまして、そのことがヨーロッパなどを中心として食料自給率というものを向上させるために大いに役立ってきた、こういうことが事実であるわけでございます。

ただ、いいことばかりではございません。実際に心配する政策もたくさんございます。何といてもこれは大変多くの金の要る政策を掲げているわけですから、一体財源はどうなるんだという、こういう心配を国民がするのは当然のことだろうと思います。しかもこの政権は、4年間は消費税を上げないということを約束しているわけでございますから、これだけ金のかかる政策を掲げながら、財源は大丈夫なのか、こういう心配を恐らく今回民主党に投票した人の中にもたくさんいると思うのであります。無駄をなくすということを言っていますけれども、それは当然のことですけれども、果たしてそれだけでこれだけの財源が賄えるのか、それはやはり大いに疑問にするところでございます。軌道修正を行う場合には、なるべく早く国民に十分な説明をわかりやすく、しかもガラス張りをお願いしたいなと思うわけでございます。

もう一つは、高速道路の無料化について、これも多くの議論がなされております。私自身も非常に心配の政策でございます。鳩山さんは、首相に指名される前からCO₂の削減を1990年比で、2020年までに25%削減するというふうに表明しているわけですが、果たしてこの高速道路無料化と両立は可能なのかどうか、大変心配している国民が多いわけがあります。私もその一人でございます。民主党の幹部は、一般道路の渋滞がほとんどだから、これは高速に回すことによってむしろ減るんだ、こういうことを発言しているわけござい

ますけれども、しかし今日まで不況対策で進めてきた土日の1,000円乗り放題という政策の中でも、大変マイカーの利用がふえているということが、統計上も明らかになっているわけですので、これはただにすれば、当然公共交通機関を利用した人もマイカーへの移行が進んでくる、これは当然のことだろうと思うんです。その面をやはりもっと重視しなければならぬ、その辺を軽視して、一般道路の渋滞が高速道路に行けばなくなるんだと、こういうことではないんじゃないかというふうに私は心配をしているわけです。

もう一つ心配なのは、公共交通機関が、この政策によってだめになっていく心配がないのかということなんです。例えばこの福島県でも福島交通という、私鉄としては大変大きいバス会社でございますが、この経営が今破綻しているわけです。そういう状況の中で、公共交通からマイカーに移行させるような政策が果たしていいのか、これは非常に私は心配の政策でございます。やはりこれからは、CO₂削減のためにも、公共交通というものをもっと充実していかなければならぬ、マイカーからなるべく公共交通機関にやはりシフトがえをしていかなければならぬというのが、やはりこのCO₂削減、環境問題で我々に与えられている課題ではないかというふうに思うんです。そこをもう少しやはり我々はこれからも慎重に見定めていかなければならぬと思うんです。

3点目で、私も農民の立場で心配なのは、日米FTA締結という、この公約でございます。マニフェストに直前に挿入されたこの1行が日本の農業にとどめを刺すんじゃないかと、そういう指摘もあるわけです。これは詳しくはその後の説明では、そういうことはやらない、当然だろうと思えますけれども、説明をしております。それは、交渉促進と言っているながら、FTA交渉は促進すると言っているながら、その際、食の安全、安定供給、食料自給率の向上、国内農業、農村の振興などを損なうことは行わないという説明をしているわけですので、この辺をやはりみんなで注視をしていく必要があるんじゃないかと思うんです。

それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

通告書の冒頭にありますのは、水稻主食用米からの転作推進についてということでございます。

今も申し上げましたように、民主党のマニフェストによれば、農家への戸別所得補償制度は、米の場合には転作等に応じた加算を行うということになっております。この転作が実施されないと、せっかくのこの画期的な政策が農家に利益をもたらさないということになるわけでございます。転作の成否は農家にとって非常に重要な課題となるわけでございます。町として、この転作への取り組みをどのように考えているのかを明らかにされたいという1項でございます。

この民主党のマニフェストや候補者の演説を聞いて強く感じたのは、農民が強く期待した戸別所得補償制度について、この制度の適用に当たっては、米の場合は転作を実施した場合

にのみ出すということを言っているわけです。そういうことになりますと、1兆円を超え
ると言われているこの戸別所得補償が、転作を実施できない農家には全く受けられないという
ケースが多々発生するのではないかとということに心配するわけでございます。それは本人の
選択だといえればそれまでではございますけれども、やはりこれは地域、町を挙げて、この課
題と取り組む中で、少しでも農家の経営に有利になるように、町も地域も挙げてこの課題に
取り組む必要があるのではないかとというふうに考えるわけでございます。

この農家への戸別補償政策が、いかに農民の、特に米作農民の厚い期待を受けているか
という事は、今度の選挙に如実にあらわれているんです。それは、米の生産地ほど今回の選
挙で自民党から民主党に流れている。圧倒的に民主党が勝っているというのは、いずれもこ
の米作地帯において圧倒的に自民党が負けているんです。例えば、米の生産量日本一は今、
新潟から北海道に移っているんです。北海道は、12の選挙区のうちに自民党が取ったのはた
った1つでございます。2番目は新潟です。新潟は6人全員民主党です、自民党は1人も取
っていません。3位秋田、4位福島、いずれも自民党全滅、民主党ばかりです。宮城、山形
もそれぞれ1つずつしか取っておりません。こういう状況の中で、日本の米づくりの農家が、
この民主党の戸別所得補償政策に大変厚い期待をしているということがうかがえるだろうと
思うんです。

そこで問題は、この転作の作物、これをいかに我々がこれから考えていくのか、そういう
問題が我々の上に重くのしかかってきているだろうというふうに思うんです。以前もいろい
ろ、例えばアスパラガスだとか、町の特産を転作に特別奨励金を与えて、そういうものを奨
励した結果がありますけれども、余りうまくいっていません。うまくいったのはキュウリ、
キュウリは前からつくられてはありましたけれども、転作の中で奨励金をかなり出してきた
という経過がございますが、そのほかは余り成功していないんです。ですから、やはりこれ
をみんなで地域を挙げて考える中で、何とか転作にもまじめに考えればやっていけるとい
うふうな、そういう作風といいますが、そういうものを町で作り出さなくてはならないの
ではないかというふうに思うんです。

田んぼ、今、WCSといいますが、飼料用の稲なども今収穫をされておりますけれども、
やはり1つや2つの種類ではいろいろ適地の問題もありますし、さらには湿田と乾田の違い
などもありまして、なかなかこれは容易ではない。たくさんの転作作物をやはりメニューと
して農業団体や町が協力し合って農家の前に提示していく、そういうものがないと、この転
作は進まないだろうというふうに思うんです。ですから、もう少し本腰を入れてこの問題に
取り組んでいただきたいということがこの質問の趣旨でございます。

いろいろ転作作物は考えられるんですけれども、乾田は、畑と同じような状態になるよう
な田んぼは、大豆とかソバとかいろいろ考えるわけです。しかし湿田の場合、非常に難しい

問題が多いです。でも、湿田でも栽培できる作物がいろいろあるんだと思うんです、例えばレンコンだとか。あるいは私が今皆さんに注目してほしいのは、マコモダケという作物があるんです。

マコモダケというのは、まさに外見は今例えば我々の地元の高野池などに生えているマコモというやつです。このマコモが、特定のマコモダケという種類だけなんだそうですけれども、秋になると穂が出ます、トウモロコシのしんのような穂が出るんです。その穂から菌が落ちるんだそうです、そのマコモの根元に菌が落ちる。根元に落ちたその菌が茎の中心に出てくる、それがキノコ的一种だというから、キノコの「茸」という字を書いてマコモダケというんだそうです。これがちょうど形としてはアスパラガス、ちょっと曲がってはいますけれども、アスパラガスのような形状をしておりまして、この栄養価が非常に今、ヘルシーといいますが、健康にいいということで注目をされているんです。これが今、あちこちの町村で、マコモダケの研究会とかマコモダケの栽培が報道されてまいりました。この近くでも、東西しらかわ農協とか田村市などでこの栽培が始まっております。

これは、なぜ私はすばらしいと思うのかということ、先ほど申しましたように、田んぼが乾かない、機械も入らないようなそういう湿田、こういうところに機械を入れると機械の損傷があったりして、もう赤字です。本当にそういう条件のいい田んぼでも今米づくりなんてのは赤字ですから。だから、そういう田んぼに転作作物として、これは非常に将来性があるんじゃないかというふうに考えています。私もことし田村市の船引のほうまで行って田んぼを見せていただいて、若干苗を譲っていただいて、今、田んぼに植えてみたんですけれども、まだ収穫はしておりませんが、この新しい作物にはちょっと注目する価値があるんじゃないかというふうに考えております。ぜひ、こんなものも転作の一つとして検討していただきたい。ぜひその辺の検討も、これからの転作として考えていただきたいというふうに思うんです。

そのほかいろいろあると思うんですけれども、ぜひこの転作について、町のほうでも努力をしていただきたいものだ、そして戸別所得補償というものを農家が受けられるような体制をぜひつくっていかなくてはならないんじゃないかという、問題提起でございます。

2つは、町の財政確立のための取り組みについてということでございます。

この決算審査の中でいろいろ議論になりました。例えば、先ほども柳沼議員の質問でも駅東の問題がございました。財政的に大変だということで、今、駅東計画も停滞しておりますけれども、これは先ほども柳沼議員が申し上げましたように、相続税に関連するんです。相続税という税金は国がかける税金。それで、評価は路線価という価値に基づいてやるんです。ですから、固定資産税とはまた全く違う。町でもらう固定資産税とは評価の仕方が全く違ひまして、これは将来、宅地としてのそういう含み資産といいますが、そういうものまで路線

価の中には含まれてくるんです。

ですから、土地をたくさん持っている人、しかもこの地区の所有者の多くは市街化区域、そういうところに住んで、しかも立派な家屋敷をたくさん持つておる、宅地も持っている、家も立派だと、こういう人が相当おられるわけですから、こういう人たちは相続税でがっばり持つていかれる。だから、相続税がかかるからその土地を売るかという、なかなか今地価は下がりて売れないし、さらにはちょっと開発も町の区画整理用の土地ということでできないということで、売ることもできない。そういう中で税金だけが持つていかれるとなったら、私はこれはその当事者の立場になれば、町を裁判で訴えたくにもなるような状況が来るんじゃないかと私は心配をしております。

ですから、これは早急にやらなくてはならないんです、やるということで皆さんの同意をもらって今日まで進めて、町のお金も10億円の上を投入して今日まで進めてきている事業でございます。しかし銭がなければできないということで停滞をしているわけですから、この根本的な原因である財政を、やっぱり必死になって、もっともっとみんな考えていかななくてはならないんじゃないかと思うんです。

その対策で、やはり私は一つ考えていかなければならないのは、不要財産を徹底的にやっぱり売るといことだと思ふんです。土地が安いからとか何とか言っていないで、みんな売ります。売ると、例えば土地の場合、どういうことが生じるかという、たとえ安いとしても、固定資産税が入ってくるんです。そこに家が建ってもらえば、なお家の固定資産が入ってくる。ですから、やはり町民に安く売って、家でも何でも建ててもらって、例えば前山の住宅跡地などをどんどん売って、そこに家を建ててもらって、どんどん固定資産税を今度いただくようにすべきだ。

私、もう一つぜひここで検討してもらいたいものがあるんです。この前もちょっと議論になったんです、特別委員会。高野池の南側というんですか、方向としては南だと思ふんです、堀米に寄ったほうに山を持つているんです。

私は何年も前から、この山は一体町で何でこれを持つているんだということで質問したんですけども、職員もわからない。相当前の先輩の課長さんたちもわからないということで答弁をしています。我々も一生懸命先輩に聞いたら、その経緯はちょっとわかったんですけども、ここではちょっとはばかれるような非常に問題の取得方法だったんです。今、地方財政法では、町は、自治体は目的外の不要な土地は買えないんです。なぜこういうところに土地を買えたかという、町はその当時開発公社というのを持つていたんです。政治家の口ききでそれを開発公社に買わせたという議員がいるわけでございます。非常にこれは問題のことでございますけれども、非常にもう時間もたっていますから、これは明らかにしたところで時効でございますけれども、そういう経過で買われた土地ですけれども、非常にこれは

用途がない。

これは、早くから用途がない、何でこんなものがあるんだということで問題になっているし、これはやっぱり速やかに競売にでも出して町で競争入札で売るべきです。そして、少しでも借金の返済に充てたり、あるいは新しい所有者から、非常に安いんですけども、固定資産税も入ることになるわけですから、こういうものを早く整理して、なるべく借金を返していくということにして、公債費比率を改善すれば町の起債も認められて駅東もできることになるわけですから、ぜひ努力をしていかなければならないんだと思います。

あと、私の見たところでは、やはり町には町長の公用車が2台あると思うんです。これはやはり1台でも、町村によってはなくして、廃止をしているわけですから、2台というのはいかにもこれは持ち過ぎではないか。やはり1台は処分して、売った値段はもう年数もたっているから安いでしょうけれども、維持費が節約されるわけですから、ぜひこの辺も含めて、やはり私はタクシーを使ったほうが安いと思うんですけども、専門の運転士なんか頼むんなら。そういうこともぜひ検討して、財政を何とかして発掘して駅東もできるような、そういうことをぜひ検討していただきたいということです。

3点目は、水道料金のあり方についてですけども、ここに書いてありますように、水道料金というのは企業会計ですから、一応独立採算が原則となっているわけです。

しかし、その内容、いずれ水道料がメーター代で払う、そういう総体したお金が水道の維持費になっていくわけですから、これはある程度やむを得ないと思うんですけども、ただそのバランスが、私のところに言ってきた町民によれば、他町村はごくごく安いか、あるいはただという自治体もあるそうですね、私はそれは時間がなくて詳しく調べられなかったんですけども。ですから、やはりこの町の場合は、他町村に比べてメーター代が非常に高いと、ここが町民から苦情が寄せられたわけです。だから、その辺の対処、これは早くから通告しているわけですから、調べているんなら教えていただきたい。

やはり、メーター代が高いというのはどういうことかということ、低所得者といいますが、ひとり暮らしの老人なんかはよくよく水を使わないんです。そうすると、メーター代が非常にその人たちにとってはずっしりと負担があるわけです。だから、むしろそういう方たちには、メーター代を安くしてもらったほうが非常にいいということになるんだろうと思うんです。大量に使う場合は、水道料を安くメーター代を高くすれば、その分は大量に使う人はお得なのかもしれませんが、特に今老人のひとり暮らしの人などは、基本料すら大変だ、基本料の限界の下限の何分の1も使わないなんていう老人すらいるわけですから、そういう人たちにもまたメーター代も負担を重くさせるということは、非常に問題の方法ではないかと思いますので、ぜひそこいらをよく考えていただき、その辺のバランス、他町村とのバランスなども考えて、この値段をもう一回検討いただきたいというふうに思います。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

2番の財政確立のための取り組みについてご答弁申し上げます。今後、この財政を確立するために町はどのような施策を考えているのかについてお答えをいたします。

平成20年度決算につきましては、現在議案として決算の認定に付しているところでございまして、一般会計の実質収支が9,330万6,000円の黒字となった、ご案内のとおりでございます。そういった事柄ではございますけれども、主要財政指標を見てみますと、いずれも大変厳しい状況にあることはご案内のとおりでございます。このようなことを背景といたしまして、機動的、弾力的な財政運営を基本に、持続可能な財政の構築と予算の質の向上を目指して、各種の事務事業を的確に推進していかなければならないと考えております。このため、優先順位を厳しく選択し、経費の節減、合理化に努め、住民生活の安定と住民福祉の向上に配慮して、町総合計画を機軸として予算編成に努めているところでございます。

健全財政の確立のためには、財政の弾力性が求められるわけではございますが、そのためには、具体的な方策といたしましては、1つには、公債費に順ずる債務負担行為の軽減を図る。2つ目には、公営企業借換債及び資本費平準化債の発行によりまして、公営企業の普通会計からの繰入額の軽減を図る。3つ目には、補償金免除繰上償還の実施により利子払いの軽減を図るなどを計画的に実施していきたいと考えております。

また、お尋ねの不要財産の売却については、前山町営住宅の跡地については今、売却の手続を事務当局のほうで進めているところでございますし、高野池の南の山につきましては、約4,000平米弱かと思いますが、あそこの山についてはちょっと道路がございませんので、一般に利用価値がないんじゃないかなと思っておりますが、買うとなればその周辺の方が求めるようになるかもしれませんが、もしそういった意思があれば、売却をしていきたいと考えております。

また、公用車については、2台ということですが、2台は持っておりません。1台のエコカーについてはだれもが乗るようなことではございまして、なるべく町内については私もそれを利用しているというようなことではございますし、またクラウンマジスタについては15年経過いたしまして、大分音も高くなって、いつ故障が起きるかわからないような状況ではございますが、壊れるまで乗って、あとはそのとき考えようと思っております。

私からは以上でございます。

議長（今泉文克君） 産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、1番の水稲主食用米からの転作推進について、民主党のマニフェストによれば農家への戸別所得補償制度に伴う町としての転作への取り組みをどのように考えているかについて、ご答弁をさせていただきます。

戸別所得補償制度は、農産物の販売価格と生産費の差額を補償するもので、民主党のマニフェストによりますと、規模、品質、環境保全、主食用米からの転作等に応じた加算という報道となっております。また、平成22年度では、調査モデル事業、制度設計が行われ、実質的には平成23年度からの取り組みとなる報道もあります。今後は、国・県の動向を注視し、情報収集に努めながら、町の農業振興を図ってまいりたいと考えております。現段階ではこのような状況であり、町として見解をお答えできる状況にないので、ご理解願います。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の質問にご答弁申し上げます。

3番の水道料金のあり方についてでございますが、水道メーターにつきましては、町給水条例第19条第1項及び第2項によりまして、町が設置し、機具代、それから取り付け費は使用者が負担すると規定されています。また、同条第3項には、貸しつけすることもできるが、使用料を徴収すると規定されております。

本町の場合でございますが、長年、第2項を適用しまして、使用者が買い上げる形をとらせていただいております。さて、メーターの交換につきましては、計量法の規定によりまして、8年ごとに実施しております。使用者の交換料につきましては、平成9年から据え置きいたしまして、最低限のメーター代、それから交換手数料等を負担していただいております。

近隣市町村は、貸与、貸しつけが大部分でございますが、須賀川市、天栄村、玉川村の3市村の平均と比較しますと、家庭用13ミリで8年間に換算しますと、約4,900円程度鏡石町のほうがやくなっております。また、水道料につきましても、近隣市町村より低い価格となっておりますが、変更認可によりまして施設の整備が必要であることから、料金改正の検討をただいましているところでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、産業課長の水稲食用米からの転作についての答弁でございますけれども、これはち

よっと、産業課長、これは無責任答弁です。現在も転作という政策はあるんです。新しくこれはできるんじゃないんです、間違わないでください。そういう問題にもっと本気で取り組むということなんです、問題は。やっていなかった政策を聞いているんじゃないですよ。今、現にこの転作という、米過剰の中で、市場原理で米の相場決まるようになったから、これは生産を抑えないと米が暴落する。実際暴落して、今米はつくっても赤字なんです。だから、この状態を改善するためには転作が必要なんです。町がもう少しこの農家の立場に身を入れてこの問題は取り組まなくてはならない問題なんです。

ですから、そういう答弁はちょっとになっていないと私は思います。もう少し本気になって取り組めば、こういう問題に今取り組んでいると、こういう作物も考えた、私は具体的にマコモダケの提起もしているわけですから、そういうものをもっと勉強したいとか、そういう具体的に答弁をしなれば、やっぱりこの答弁はちょっとになっていないなというふうに思うんです。戸別補償以前の問題でこれはやらなくてはならない問題です。

それから、財政確立の問題は、不要地を処分するということですね。もう少し意欲を持って、例えば高野池の前の南の土地なんかは、みんなに公示をすれば、欲しいなんて人も出るんじゃないかと思うんです。何か見るところによると近くに堆肥を置く人なんている、堆肥の処理場なんかをつくるにはもってこいだねとかと私は思うんですけれども、そういう人たちに打診するなど一つの方法ではないかなと思うんです。ぜひここをもう少し積極的に取り組んでもらいたい。

それから、町長の答弁に反論するわけでもないんですけれども、非常にクラウンマジエスタの音が高いしというんだったらば、やっぱり今のエコカー、プリウス、非常にこれは今、環境に優しくて、いろんな国でもエコカー減税で、大変特典を与えながらもこの車の普及を図っております。この車をやっぱり利用すれば、別にクラウンでなければいけないところなんてのは私はないんじゃないかと思うんです。例えば、壊れて売ってただだとしても、税金だ何だという負担は大変です。ですから、これはそれほど壊れているなら処分していただいて、そういう負担が減るわけですから、保険もお金を取られるわけです、そういういろんな面で費用を節減できる。そして、みずから町民にいろいろ負担を強いる場合にも、やはり自分たちはこういうふうに努力しているんだということを見せないと、あそこにいつも役場に来ると使わない車があるということは、何か町民にとってはちょっとしっくりいかないんだと思いますので、それは早目に処分することがいいんじゃないかと。

それから、どういう計算だかわからない、水道課。上下水道課長の答弁は4,900円ほど安いというんだけれども、どういう計算でその根拠が出てくるんだかわかりませんが、メーターの容器、これは前に私は聞いたことがあるんですけれども、すごく実際取っている値段よりも安いんです、購入しているメーターよりも、メーターの容器そのものが非常に安

い。それもにかかわらず、町民は高いというふうに負担を感じているんですから、少なくともこれは実費くらいまでに下げるべきじゃないかと思うんです。非常にやっぱり町民の負担になっている。特に高齢者の単身とか、余り水を使わない世帯に負担がかかっているわけですから、ここはもう少しまじめに検討してもらってもいいんじゃないか、町民のそういう声でございますので、もう一度ご検討、答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

財政確立についての再質問でございますが、高野池の山林の売却については、先ほどもお答えいたしましたように、買う需要があれば、そういったことを手続を含めて講じていきたいと思っております。

次に、公用車については、先ほどの答弁に尽きると思えますけれども、最少の経費で最大の効果を図るように今後とも努力をしていきたいと考えております。

それから、先ほど産業課長の答弁で転作の質問でございますが、民主党のマニフェストについて、多分、産業課長はまだ十分承知していないというようなことでの答えだと思えますので、私のほうからお答えをさせていただきますけれども、ご案内のように、この中通り地方、特に郡山以南は非常に転作率が低い地域でございますして、鏡石町においても半分ぐらいしか転作をやっておりません。これをやっぱりやるためには、根本的に、稲をつくっていただいてその対応等にその稲を振り向けるということで、今年度、ホールクroppサイレージ米ということで8町歩を上回る鏡石町で作付をされたわけでありまして。そういったことも推進しながらこの転作を進める。また一方、民主党のマニフェストでは、転作を選択制ということも言われておりますので、どういう形で来年度、22年度産米についての転作等選択制と所得補償が具体的に我々市町村までおりてくるのか、まだ不透明でございますので、そういったことを推移を見て対応しなければならない、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

メーター代につきましてでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、須賀川市、天栄村、玉川村、近隣市町村でございますが、これにつきましては、貸与という形で取って

おります。それで、徴収につきましては1カ月単位でございまして、須賀川市につきましては、口径が13ミリ、これにつきましては1カ月が84円でございます。それで、鏡石の場合は8年に1回でございまして、これで13ミリにつきましては7,900円ということになります。須賀川市は8年で8,064円ということになりますので、須賀川市より安いということになります。それから、天栄村につきましては1カ月165円でございます。玉川村につきましては150円ということになっておりますので、いずれも鏡石町よりも上回っているという状況でございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） まず、転作の問題ですけれども、やはりこれはいずれにしても、米過剰の中で農民が非常に米が安くなって赤字を出しているという状況ですから、民主党のマニフェスト以前に、戸別補償以前に、やはり町はこの過剰な米を何とか抑制する、そういう立場からも、これからも、今の飼料用稲などについても、どの程度需要があるのかちょっとわからないですけれども、需要があればもっともっと拡大するような、そういう努力が必要なんではないかなと思います。

あと、水道代ですけれども、上下水道課長、他町村の場合高い低いということをおっしゃっていますけれども、今の値段で8年で均等にしてお水道料に乘せるということにすれば何もいいんじゃないですか。ほかで取っているからその制度は高いと、こういう論理ではちょっと我々は納得できない。その値段を含めれば、それで間に合うように、8年で間に合うようなそういう施策で私はいいいんじゃないかと思うんですけれども、分割しているところは高いから今がいいんだという論理は、ちょっと荒っぽいんじゃないかと思うんです。そこをもう少し真剣に、町民の負担、特に低所得者の高齢の単身世帯などでどかっと一遍に8,000円ですか、取られるというのは、非常に負担感を感じるわけです。ですから、その金額を8年で割っていけば、そういう大した金額にならないで済むんじゃないかと思うんです。ですから、そういうきめの細かい政治を町民は期待しているんじゃないかと、こういうふうに思うんです。ですから、その辺をもう1回検討できないものだろうかということをお尋ねいたしまして、私の再々質問を終わります。

以上です。

議長（今泉文克君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 13番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

す。

転作関係でございまして、米が過剰な中で米価が下がっているということでございまして、先ほど町長のほうからも、当地方の環境、土壌条件などで米を転作にするというような取り組みを今しているというご答弁を申し上げましたが、21年度新規でWCSに取り組みまして、約10ヘクタールほど。需要については、10ヘクタール程度で酪農家が町内で二、三カ月程度ということでございますから、これから二、三倍ふえても大丈夫かなということがございますし、また石川地方ではさらにWCSの取り組みをやっておりますが、現段階でも足りない状況という情報もございますので、さらに米が転作になるような土地利用型農業の転作の推進を図っていきたいというふうに考えております。

議長（今泉文克君） 上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 13番議員の再々質問にお答えいたします。

メーターの対応はどうかということでございますが、これにつきましては、先ほど給水条例第19条第3項、この項目に貸与の規定がございます。それで、これの料金でございますが、第25条にメーターの使用料ということで、貸与の場合、1カ月につきということで規定されておまして、口径13ミリメートルにつきましては105円でございます。そういうことで、現在8年間で取っております7,900円、これを1カ月に直しますと82.29円でございます。そういうことから、貸与にいたしまして1カ月ごとに取りますと、現在の料金よりも高いという結果になります。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 1時54分

開議 午後 2時05分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（今泉文克君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（議会運営委員長 菊地栄助君） 議会運営委員会の報告をいたします。

第10回鏡石町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕、平成21年9月17日（木）午前10時開議。

日程番号、件名で報告します。

第1、一般質問。ただいま一般質問が終了いたしました。

第2、認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告。

第3、議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第4、議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第5、陳情について、総務文教常任委員長報告。

第6、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について。

第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、あすの議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

決算審査特別委員長報告（認定第3号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第2、認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔決算審査特別委員長 菊地栄助君 登壇〕

11番（決算審査特別委員長 菊地栄助君） 報告いたします。

平成21年9月17日、鏡石町議会議長、今泉文克様。平成20年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、菊地栄助。

平成20年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成21年9月8日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第27条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告申し上げます。

平成21年9月11日、午前10時、午後4時32分、委員全員、議会会議室。平成21年9月14日、午前10時、午後5時20分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第3号 平成20年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成20年度鏡石町一般会計及び平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計外9特別会計並びに平成20年度鏡石町上水道事業会計の全12会計の歳入歳出決算は、それぞれ認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員に説明を求め、各課各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙のとおりであります。平成20年度鏡石町一般会計及び平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計外9特別会計並びに平成20年度鏡石町上水道事業会計の全12会計の歳入歳出決算は、それぞれ全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

議長（今泉文克君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び水道事業会計の全12会計決算は、いずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告（議案第160号、議案第161号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について及び日程第4、議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 審査の報告をいたします。

平成21年9月17日、鏡石町議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷荘一。

議案審査報告書。

本委員会は、平成21年9月8日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、9月10日、開議時刻、午前10時ちょうど、閉会時刻、午前11時37分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、木賊課長、関根総括主幹兼副課長、小貫主幹兼副課長。

付託件名。議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について、議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

審査結果。議案第160号及び議案第161号は可決すべきものと決した。

審査経過。議案第160号及び議案第161号は、担当課の説明を聞き、審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（今泉文克君） これより、総務文教常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

初めに、議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を採決いたします。

なお、挙手は明確にお願いします。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5、陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 平成21年9月17日、鏡石町議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷荘一。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成21年9月8日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

開催月日、9月11日、開議時刻、10時ちょうど、閉会時刻、11時37分、出席数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。教育課、遠藤課長、長谷川主幹兼副課長。

付託件名。陳情第22号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情。

審査結果。陳情第22号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課の意見・説明を求め、審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（今泉文克君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

陳情第22号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第6、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の実施の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、各委員会所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時23分

開議 午後 2時24分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

追加日程の報告

議長（今泉文克君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加して議題とすることに決しました。

意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第8、意見書案第16号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔総務文教常任委員長 深谷荘一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 平成21年9月17日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第16号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりとともに極めて重要なことです。

〔「省略できないですか」の声あり〕

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 省略ということで、中身については省略させていただきます。

記。

1、子どもたちに、安心・安全な学校生活を保障し、きめ細かい教育の充実のために、教職員定数の改善及び学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助費・奨学金など教育予算の充実を図るために、地方交付税を含む国の教育予算を充実すること。

平成21年9月17日、文部大臣様、総務大臣様、財務大臣様。鏡石町議会。

以上であります。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決を行います。

意見書案第16号 2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第10回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり同意、議決賜りました。まことにありがとうございました。

今定例会は、決算議会と言われるように、平成20年度決算審査が行われましたが、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍をご祈念申し上げる次第でありま

す。

国においては、政権交代となり、民主党鳩山内閣がきのう発足いたしました。新たな国づくり、現在の日本、とりわけ地方にとりましては、疲弊した地域経済の活性化、雇用の創出、住民生活の安定など、取り組まなければならない課題が山積みしており、選挙を通じて国民に約束した施策が早期に実現するよう期待したいと思います。

終わりに、実りの秋、行楽、読書の秋、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて第10回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年 9月17日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 円 谷 寅 三 郎

署 名 議 員 根 本 重 郎

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
認定第 3号 平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について.....	3
議案第160号 鏡石町定住促進住宅条例の制定について.....	4
議案第161号 鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する 条例の制定について.....	16
議案第162号 鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	18
議案第163号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について.....	19
議案第164号 土地及び建物の取得について.....	20
議案第165号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について.....	22
議案第166号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	23
議案第167号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第3号).....	24
議案第168号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	28
議案第169号 平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号).....	30
議案第170号 平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号).....	32
議案第171号 平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号).....	34
議案第172号 平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	36
議案第173号 平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	38
議案第174号 平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号).....	40
請願・陳情文書付託表.....	42

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
認定 第3号	平成20年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	21.9.17	認定
議案 第160号	鏡石町定住促進住宅条例の制定について	21.9.17	可決
議案 第161号	鏡石町定住促進住宅等維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	21.9.17	可決
議案 第162号	鏡石町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21.9.9	可決
議案 第163号	郡山地方広域市町村圏組合理約の変更について	21.9.9	可決
議案 第164号	土地及び建物の取得について	21.9.9	可決
議案 第165号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	21.9.9	可決
議案 第166号	教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	21.9.9	同意
議案 第167号	平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)	21.9.9	可決
議案 第168号	平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	21.9.9	可決
議案 第169号	平成21年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決
議案 第170号	平成21年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決
議案 第171号	平成21年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決
議案 第172号	平成21年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第173号	平成21年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決
議案 第174号	平成21年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)	21.9.9	可決
意見書案 第16号	2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める意見書(案)	21.9.17	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
陳情 第22号	2010年度教育予算の充実と教職員定数の改善を求める陳情	採択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
陳情第22号	2010年度教育予算の 充実と教職員定数の改善 を求める陳情		福島県教職員組 合 中央執行委員長 浦井 信義	総務文教 常任委員会	採 択